

美波町過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度

令和3年9月策定

徳島県 美波町

目次

| | |
|------------------------|----|
| 第1. 基本的な事項 | 1 |
| 1. 美波町の概況 | |
| (1) 概要 | |
| (2) 過疎の状況 | |
| (3) 社会経済的発展の方向の概要 | |
| 2. 人口及び産業の推移と動向 | |
| (1) 人口の推移と動向 | |
| (2) 産業の推移と動向 | |
| 3. 行財政の状況 | |
| (1) 行財政の状況 | |
| (2) 施設整備水準の状況 | |
| ①道路 | |
| ②上水道・下水道 | |
| 4. 地域の持続的発展の基本方針 | |
| 5. 地域の持続的発展のための基本目標 | |
| 6. 計画の達成状況の評価に関する事項 | |
| 7. 計画期間 | |
| 8. 公共施設等総合管理計画との整合 | |
| 第2. 移住・定住・地域間交流の促進人材育成 | 10 |
| 1. 現況と問題点 | |
| (1) 広域連携 | |
| (2) 移住・定住 | |
| (3) 地域コミュニティ | |
| 2. その対策 | |
| (1) 広域連携 | |
| (2) 移住・定住 | |
| (3) 地域コミュニティ | |
| 3. 事業計画 | |
| 第3. 産業の振興 | 12 |
| 1. 現況と問題点 | |
| (1) 農業 | |
| (2) 林業 | |
| (3) 水産業 | |
| (4) 商工業 | |
| (5) 観光 | |
| 2. その対策 | |
| (1) 農業 | |
| (2) 林業 | |

- (3) 水産業
- (4) 商工業
- (5) 観光
- 3. 事業計画
- 4. 産業振興促進事項
 - (1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種
 - (2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

第4. 地域における情報化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

- 1. 現況と問題点
 - (1) デジタル化の推進
 - (2) 防災対策によるデジタル化
- 2. その対策
 - (1) デジタル化の推進
 - (2) 防災対策によるデジタル化
- 3. 事業計画

第5. 交通施設の整備、交通手段の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

- 1. 現況と問題点
 - (1) 道路
 - (2) 地域交通
- 2. その対策
 - (1) 道路
 - (2) 地域交通
- 3. 事業計画

第6. 生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

- 1. 現況と問題点
 - (1) 上水道
 - (2) 下水道
 - (3) 廃棄物処理
 - (4) 消防・救急・南海トラフ地震
 - (5) 公営住宅
- 2. その対策
 - (1) 上水道
 - (2) 下水道
 - (3) 廃棄物処理
 - (4) 消防・救急・南海トラフ地震
 - (5) 公営住宅
- 3. 事業計画

| | |
|---------------------------------|----|
| 第7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | 23 |
| 1. 現況と問題点 | |
| (1) 子育て環境の確保 | |
| (2) 高齢者等の保健及び福祉 | |
| (3) 健康づくりの充実 | |
| 2. その対策 | |
| (1) 子育て環境の確保 | |
| (2) 高齢者等の保健及び福祉 | |
| (3) 健康づくりの充実 | |
| 3. 事業計画 | |
| 第8. 医療の確保 | 25 |
| 1. 現況と問題点 | |
| 2. その対策 | |
| 3. 事業計画 | |
| 第9. 教育の振興 | 26 |
| 1. 現況と問題点 | |
| (1) 学校教育 | |
| (2) 社会教育 | |
| 2. その対策 | |
| (1) 学校教育 | |
| (2) 社会教育 | |
| 3. 事業計画 | |
| 第10. 集落の整備 | 28 |
| 1. 現況と問題点 | |
| 2. その対策 | |
| 3. 事業計画 | |
| 第11. 地域文化の振興等 | 29 |
| 1. 現況と問題点 | |
| 2. その対策 | |
| 3. 事業計画 | |
| 第12. 再生可能エネルギーの利用の推進 | 30 |
| 1. 現況と問題点 | |
| 2. その対策 | |
| 3. 事業計画 | |
| 第13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | 30 |
| 1. 現況と問題点 | |
| 2. その対策 | |

3. 事業計画

別表 事業計画（令和3年度～令和7年度）

第1. 基本的な事項

1. 美波町の概況

(1) 概要

美波町は徳島県の南東部（東経134°32′、北緯33°43′）に位置し、県都徳島市へは約50kmの距離にあり、東西33km、総面積140.74km²で、北西部は海部山地をもって那賀町、海陽町及び牟岐町に東は阿南市に接し、紀伊水道を経て和歌山県に面する海と山に囲まれた人口6,370人（令和3年3月31日現在）の豊かな海、山の幸に恵まれた風光明媚な町である。

平安時代、鎌倉時代は「由岐町」と「日和佐町」「牟岐町」を含めて和佐郷と称したが、その後多くの変遷を経て平成18年3月31日「市町村の合併の特例等に関する法律」に基づいて「由岐町」と「日和佐町」が合併し、「美波町」が発足した。

気象は、概して温暖多雨の海洋性気候であるが、降水量は梅雨期から台風時に集中する傾向にあり、梅雨末期の集中豪雨、台風の接近による風雨で甚大な被害を受けることもある。また降雪期間は、12月～2月下旬であるが、ほとんど積雪は観測しない。

交通機関としては、JR四国の牟岐線が本町の東部から南西部に通じており、駅は東から由岐駅、木岐駅、北河内駅、日和佐駅、山河内駅の5駅がある。夏場には、海水浴場である田井ノ浜に臨時駅が開設される。また、国道55号が大戸地区から山河内地区を横断しており、主要地方道として県道阿南鷺敷日和佐線が、国道55号の北河内から赤松を経て国道195号に結ばれている。このほか、県道日和佐上那賀線や日和佐小野線、由岐大西線などが那賀町、阿南市へ通じ、県道日和佐牟岐線（通称「南阿波サンライン」）が海岸線沿いに牟岐町へ通じている。また、地域高規格道路「日和佐道路」（阿南市福井町～美波町北河内、延長9.3km）が、平成19年の一部供用を経て、平成23年から全線供用されている。

地勢は一般に急峻で、地域の89%が山林であり、約3%の農用地は山間を縫って流れる日和佐川、北河内谷川、赤松川、木岐川、田井川の流域にある。

集落は、これらの耕地の間に散在する農山村地域と、河口臨海部にある市街地域、また天然の良港として栄えた漁村地域に大別される。周辺の海岸線はリアス式で、風光明媚な室戸阿南海岸国定公園の中核として優れた景観を有するほか、四国八十八ヵ所二十三番札所の「薬王寺」がある。

(2) 過疎の状況

本町の総人口は減少を呈しているが、若者層の流出が引き続いた結果、地域の担い手ともいべき青壮年層の割合が低く、高齢者の割合が高い歪んだ人口構成となってきたため、町の活力が低下しつつある。また産業別人口では、長年にわたる第一次産業の低迷により、第一次産業就業人口の減少が顕著で、基幹産業の担い手不足が深刻になってきている。

これまで、企業誘致や雇用促進住宅の誘致、農林商工業後継者定住に対する奨励金の交付等、若者定住に向けての対策を講じてきたが、今後も、これ以上の人口流出を防止し、大都市地域からのU I Jターンの推進や、より一層の交流人口の増加を図るため、就労の場とあわせて若者のニーズにあった、定住しやすい環境整備を促進する必要がある。

また、高齢化の進行は、健康で社会参加意識の高い高齢者が増加することも意味しており、

町の新たな活力となる可能性もあることから、より積極的に高齢者が自分の能力を発揮し、生きがいをもって暮らせるよう、学習の場と就業機会を充実し、地域社会への参加を容易にする環境の整備を図る必要がある。

(3) 社会経済的発展の方向の概要

地方創生の一層の進展、人口の減少と少子高齢化など、地方の社会情勢が大きく変容する中、地域固有の資源を活かした個性あるまちづくりが求められている。このことから基幹産業である水産業、農業をはじめとする第1次産業の更なる魅力向上を目指し、多様な地域資源や観光資源を活かした域外へのPR活動を通じ、本町の持つ魅力を発信し続けていくことにより人と物の流れを生み出し、産業及び観光業を盛り上げ、それに伴う起業、雇用の創出や所得の向上を図り、町の活性化に繋がるよう努める。

2. 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と動向

本町の人口(旧日和佐町、旧由岐町の合計)は、昭和35年には15,353人だったが、平成27年には7,092人と46.2%にまで減少している。また、これを年齢構成割合で見ると、14歳以下の構成割合は昭和35年31.4%、平成2年15.4%、平成27年8.2%と人口の減少とともに、その割合が低くなっている。それに対して、65歳以上では、昭和35年9.3%、平成2年22.7%、平成27年45.2%と若年層と全く逆の傾向を示しており、急速に高齢化が進行している。これは経済の高度成長に伴い、若年層を中心とした労働人口の都市部への流出による社会減により生じた若年者比率の低下が今日の自然減をも増大させ、併せて高齢化率をも高めていると考えられる。これはまた、産業別就業人口にも直結している。

表 1 - 1 人口の推移 (国勢調査)

(単位：人、%)

| 区分 | 昭和 35 年 | 昭和 50 年 | | 平成 2 年 | | 平成 17 年 | | 平成 27 年 | |
|----------------------|---------|---------|-------|--------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 15,353 | 12,337 | △19.6 | 10,507 | △14.8 | 8,726 | △17.0 | 7,092 | △18.7 |
| 0 歳～14 歳 | 4,827 | 2,578 | △46.6 | 1,621 | △37.1 | 900 | △44.5 | 579 | △35.7 |
| 15 歳～64 歳 | 9,094 | 7,777 | △14.5 | 6,491 | △16.5 | 4,619 | △28.8 | 3,305 | △28.4 |
| うち 15 歳 ～29 歳 (a) | 3,266 | 2,617 | △19.9 | 1,368 | △47.7 | 915 | △33.1 | 620 | △32.2 |
| 65 歳以上 (b) | 1,432 | 1,982 | 38.4 | 2,389 | 20.5 | 3,207 | 34.2 | 3,208 | 0.0 |
| (a)/総数 若年者比率 | 21.3 | 21.2 | - | 13.0 | - | 10.5 | - | 8.7 | - |
| (b)/総数 高齢者比率 | 9.3 | 16.1 | - | 22.7 | - | 36.8 | - | 45.2 | - |

今後も人口の減少傾向は続くものと想定され、国立社会保障・人口問題研究所の試算結果によると、令和 27 年度には 3,415 人まで減少するものと見込まれている。

表 1 - 2 人口の見通し (国立社会保障・人口問題研究所)

(単位：人、%)

| 区分 | 令和 7 年 | | 令和 12 年 | | 令和 17 年 | | 令和 22 年 | | 令和 27 年 | |
|----------------------|--------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 5,690 | △10.8 | 5,052 | △11.2 | 4,454 | △11.8 | 3,915 | △12.1 | 3,415 | △12.8 |
| 0 歳～14 歳 | 408 | △11.9 | 363 | △11.0 | 323 | △11.0 | 291 | △9.9 | 257 | △11.7 |
| 15 歳～64 歳 | 2,421 | △13.8 | 2,098 | △13.3 | 1,829 | △12.8 | 1,614 | △11.8 | 1,411 | △12.6 |
| うち 15 歳 ～29 歳 (a) | 496 | △14.8 | 407 | △17.9 | 327 | △19.7 | 290 | △11.3 | 260 | △10.3 |
| 65 歳以上 (b) | 2,861 | △7.9 | 2,591 | △9.4 | 2,302 | △11.2 | 2,010 | △12.7 | 1,747 | △13.1 |
| (a)/総数 若年者比率 | 8.7 | - | 8.1 | - | 7.3 | - | 7.4 | - | 7.6 | - |
| (b)/総数 高齢者比率 | 50.3 | - | 51.3 | - | 51.7 | - | 51.3 | - | 51.2 | - |

(2) 産業の推移と動向

本町の就業人口は平成27年の国勢調査において、3,415人となっており、人口の減少等による影響により、長年減少傾向が続いている。

産業別人口の推移は、昭和35年の6,746人から昭和50年には5,791人と85.8%に減り、平成27年には2,934人で、昭和35年の43.5%にまで減っている。そして、その動向は部門別によって大きく異なっており、昭和35年の第一次産業53.6%、第二次産業14.2%、第三次産業31.8%に対し、平成27年には第一次産業15.9%、第二次産業19.7%、第三次産業63.3%と就業構造が大きく変化している。第一次産業就業人口比率の減少は、後継者の他産業流出によるものと思われるが、第二次、第三次就業人口比率は増加しているものの、実質人数は減少していることから、就業構造の変化に対応した就業の場が不足していることがうかがえる。

今後も人口の減少に比例した更なる人材の流出が続くものと想定され、地域経済の更なる縮小などを招くことが地域社会の存続に多大な影響を与えるため、人口減少対策が急がれる。

表1-3 産業別人口の推移（国勢調査）（単位：人、%）

| 区分 | 昭和35年 | | | 昭和50年 | | 平成2年 | | 平成17年 | | 平成27年 | |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 6,746 | 5,791 | △14.2 | 4,927 | △14.9 | 3,857 | △21.7 | 2,934 | △23.9 | | |
| 第一次産業 就業人口比率 | 53.6 | 27.9 | - | 22.5 | - | 17.8 | - | 15.9 | - | | |
| 第二次産業 就業人口比率 | 14.2 | 21.9 | - | 26.9 | - | 24.7 | - | 19.7 | - | | |
| 第三次産業 就業人口比率 | 31.8 | 45.3 | - | 50.6 | - | 57.2 | - | 63.3 | - | | |

3. 行財政の状況

(1) 行財政の状況

本町は、南部地域広域市町村圏の中心に位置し、1市4町（阿南市、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町）とともに調和のとれた工業開発や産業の振興、観光開発を目指している。

行政執行体制については、合併により住民サービスの低下を招かないよう、旧日和佐町役場を本庁舎とし、旧由岐町役場を由岐支所、旧阿部支所を出張所として行政運営を行っている。

本庁に11課（総務課、政策推進課、会計課、消防防災課、税務課、福祉課、住民生活課、産業振興課、建設課、健康増進課、水道課）と議会事務局、教育委員会、日和佐公民館、地域包括支援センター、日和佐診療所があり、由岐支所と由岐公民館、美波病院がある。

本町の財政状況は、令和元年度普通会計の決算額で、歳入66億5,922万円、歳出6

3億4,389万円となっている。

歳入では、町税等の自主財源は15億3,463万円で構成比が23%と乏しく、国・県に大きく依存した財政構造となっている。

依存財源は、地方交付税の31億2,464万円(46.9%)、町債の10億3,050万円(15.5%)、国庫支出金5億424万円(7.6%)、県支出金2億8,479万円(4.3%)となっている。

一方歳出の内訳では、義務的経費20億8,060万円(32.8%)、投資的経費12億247万円(19.0%)、その他経費30億6,082万円(48.2%)となっている。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成22年度決算では79.7%であったが、令和元年度決算では94.6%となった。

また実質公債費比率においては、平成22年度決算において9.5%であったが、令和元年度決算においては5.6%まで改善された。

国・県に大きく依存した本町の財政構造においては、国家財政の動向により町財政が大きく変動するため、より一層の経費節減を図り、集中した事業実施に努めなければならない。また、高度化・多様化する様々な住民ニーズを考慮しながらも町民との協働の推進やコスト意識を重視した継続的な行政改革の実施、行政のスリム化を図ることにより、事務事業の抑制を行い経費削減に努め、自主財源の安定した確保を目指す必要がある。

主要な公共施設の整備状況は、表2-1(2)のとおりであるが、老朽化に伴う補修や建替に係る財源の確保が課題となっている各施設については、様々な公共サービスの拠点となることから、財政健全化に配慮しながらも「美波町公共施設等総合管理計画」の方針に基づいた一体的かつ総合的な整備を行う必要がある。

表 2 - 1 (1) 財政の状況

(単位:千円)

| 区 分 | 平成 22 年度 | 平成 27 年度 | 令和元年度 |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|
| 歳入総額 A | 6,360,809 | 6,639,399 | 6,659,229 |
| 一般財源 | 4,575,805 | 4,618,303 | 4,568,446 |
| 国庫支出金 | 588,191 | 457,360 | 504,243 |
| 県支出金 | 240,012 | 332,847 | 284,790 |
| 地方債 | 448,100 | 740,700 | 1,030,500 |
| うち過疎債 | 81,400 | 267,800 | 191,300 |
| その他 | 508,701 | 490,189 | 271,250 |
| 歳出総額 B | 6,062,149 | 6,403,135 | 6,343,895 |
| 義務的経費 | 2,050,903 | 2,118,571 | 2,080,603 |
| 投資的経費 | 788,500 | 690,981 | 1,202,470 |
| うち普通建設事業 | 623,333 | 645,035 | 1,173,767 |
| その他 | 3,222,746 | 3,593,583 | 3,060,822 |
| 過疎対策事業費 | 134,589 | 2,364,387 | 454,499 |
| 歳入歳出差引額 C (A - B) | 298,660 | 236,264 | 315,334 |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D | 29,709 | 59,817 | 60,184 |
| 実質収支 C - D | 268,951 | 176,447 | 255,150 |
| 財政力指数 | 0.197 | 0.17 | 0.17 |
| 公債費負担比率 | 12.7 | 17.1 | 20.0 |
| 実質公債費比率 | 9.5 | 5.6 | 5.6 |
| 起債制限比率 | 5.9 | - | - |
| 経常収支比率 | 79.7 | 85.2 | 94.6 |
| 将来負担比率 | 20.1 | - | 4.1 |
| 地方債現在高 | 6,248,319 | 5,975,010 | 8,286,581 |

表 2 - 1 (2) 主要公共施設等の整備状況

| 区 分 | | 昭和 55 年度末 | 平成 2 年度末 | 平成 12 年度末 | 平成 22 年度末 | 令和元年 度末 | |
|---------------------------|-------------|--------------|-------------|--------------|--------------|------------|---|
| 町道 改良率 (%) | 旧由岐町 | 34.5 | 37.9 | 41.1 | 58.1 | 58.5 | |
| | 旧日和佐町 | 34.6 | 53.4 | 60.5 | | | |
| 町道 舗装率 (%) | 旧由岐町 | 60.7 | 70.7 | 72.8 | 84.9 | 89.4 | |
| | 旧日和佐町 | 64.2 | 81.5 | 86.1 | | | |
| 農道 | 延長 (m) | — | — | — | 4,580 | 4,453 | |
| | 耕地 1 ha 当たり | 旧由岐町 | 52 | 26.8 | 31 | — | — |
| | 農道延長 (m) | 旧日和佐町 | 10.3 | 5.1 | 1.6 | | |
| 林道 | 延長 (m) | — | — | — | 17,839 | 30,019 | |
| | 林野 1 ha 当たり | 旧由岐町 | 2.5 | 2.1 | 2.1 | — | — |
| | 林道延長 (m) | 旧日和佐町 | 6.4 | 4.8 | 5.9 | | |
| 水道普及率 (%) | 旧由岐町 | 82.7 | 93.5 | 99.6 | 87.9 | 89.2 | |
| | 旧日和佐町 | 81.2 | 86.4 | 75.7 | | | |
| 水洗化率 (%) | 旧由岐町 | — | — | — | 54.4 | 65.1 | |
| | 旧日和佐町 | — | — | 45.7 | | | |
| 人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床) | 旧由岐町 | 10.3 | 11.6 | 13.6 | 28.1 | 7.6 | |
| | 旧日和佐町 | 21.9 | 30.5 | 32 | | | |

(2) 施設整備水準の状況

①道路

町道整備は、住民生活や産業活動に欠かせない社会基盤であることから、これまでも計画的に整備を推進しているものの、令和元年度末で改良率が 58.5%、舗装率は 89.4% となっている。今後は維持修繕等長寿命化に重点を置きながらも新規道路整備による交通体系整備を計画的に実施していく必要がある。

②上水道・下水道

上水道については、令和元年度末現在で普及率 89.2% となっており、今後も安全で良質な水道水を安定供給するため、水質の監視の継続及び計画的な施設の更新を図る必要がある。

下水道については、各浄化処理施設を含めた水洗化率が令和元年度末で 65.1% であり、依然として低いことから、快適な生活環境と水質の保全のため、引き続き地域の実情に応じた排水処理事業を実施して水洗化率の向上を図る必要がある。

4. 地域の持続的発展の基本方針

本町における課題として、基幹産業である第一次産業の低迷や地域雇用の不足による社会経済問題、自然減と社会減の両面からの人口減少や少子高齢化問題などがあり、長年にわたり本町を取り巻く社会環境は厳しく計画的に安定した財源を確保することが非常に困難な状況が続いている。このことから、「海・山・川の恵みを活かし、知恵と心でつくるまち」を基本理念とした第2次美波町総合計画を基本的指針とし、平成28年に過疎地域自立促進計画を策定のうえ、産業の振興や交通通信網の整備、生活環境整備などの様々な施策を講じることにより、誰もが安心して暮らせる環境整備を整え、住んでよかったと実感できるまちづくりに取り組んできた。

しかしながら、人口及び生産年齢人口は減少の一途を辿り、少子高齢化にも歯止めをかけるには至らず、過疎化は依然として進行し続けていることから、今後も引き続き、地域産業の更なる縮小・停滞、地域コミュニティや経済活動への影響が懸念されている。

このような状況において、全国的に人口減少や少子高齢化が進む厳しい現実の中では住民票の有無だけに囚われないまちづくりの施策が必要と考えた本町では、都市部企業のサテライトオフィス誘致や、学童の多拠点就学を可能とするデュアルスクール制度の実施、また、飲食店などのサービス業の創業支援などを積極的に進めてきた。その結果、徳島県内最多となるサテライトオフィス進出や、移住者・関係人口の増加による祭事や防災活動への参加、地域産業との連携創出など、町には活気や新たな賑わいが見られるようになっている。

本町はこうした流れをさらに加速・拡充させることで、たとえ人口減少と過疎化が進もうとも、活気にあふれる賑やかなまちであり続けることを目指し、そのために、全国で生き残りをかけた移住者や企業の誘致が行われる中でも選ばれる町となれるよう、町内外に届くまちづくりの指針・キャッチフレーズを「“にぎやかそ” にぎやかな過疎の町 美波町」と定め町民と行政が一体となったまちづくりを推進している。

このような状況に鑑み本計画は平成25年度に策定された「第2次美波町総合計画」（以下「総合計画」という。）及び平成30年度に策定された後期基本計画を基本的指針として総合計画策定時の審議会や住民意識調査による地域の実情や抱える課題、住民の意向などを反映のうえ、以下を重点的に推進することにより、地域の持続的発展を図るものである。

- ・安全で安心して暮らせるまちをつくります
- ・健康で支え合うまちをつくります
- ・人にやさしい子育て支援のまちをつくります
- ・学びと交流による人づくりのまちをつくります
- ・自然と共生する快適なまちをつくります
- ・産業が元気な働く場があるまちをつくります
- ・参画と協働による自立したまちをつくります

5. 地域の持続的発展のための基本目標

本計画の基本方針に基づく基本目標は以下のとおりとする。

| 目標指標 | 基準値 (令和2年) | 目標値 (令和7年) | 備考 |
|--------------|---------------|---------------|----|
| サテライトオフィス誘致数 | 20社 | 35社 | |
| 主要施設の来訪者数 | 88万人 | 100万人 | |
| 出生数 | 25人 | 50人 | |
| 地域独自の取り組み支援 | 0件 | 10件/年 | |

6. 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価は、計画期間満了後の令和8年度において議会へ報告することとする。

7. 計画期間

計画期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5カ年間とする。

8. 公共施設等総合管理計画との整合

美波町公共施設等総合管理計画は、本町の所有する各公共施設の管理状況が記載されているものであり、本計画における各事業の対象となっている公共施設も記載されていることから、過疎対策事業債活用を前提としての本計画との整合性は取れているものである。

今後も引き続き美波町公共施設等総合管理計画に基づき、これまでの対症療法的な維持管理（事後保全）から、計画的な維持管理（予防保全）へ転換し、施設の劣化が進行する前に、計画的な維持管理（予防保全）を実施していくことで、施設の長寿命化を図り、施設のライフサイクルコストを縮減する。既存の施設については、用途の見直しや統廃合も含め、多様な手法によりその有効活用を促進し、財政負担の軽減及び効果的なサービスの提供を図る。

また、施設の新設や改築にあたっては、関係施策との整合性を図りつつ、公共施設の集約化・複合化を検討し、積極的に既存施設の有効活用を進め、可能な限り、新規施設整備の抑制を図るものとする。

第2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1. 現況と問題点

(1) 広域連携

海部郡3町は、かねてより行政区域を越えて生活圏を共有し、社会・経済・教育等の面で結びつきも深いことから、これまでも消防・救急・ごみ処理などをはじめとした広域での連携した取り組みを進めることにより、効率的な行政運営を行ってきた。また、平成28年3月には阿南市と圏域4町それぞれの間で定住自立圏形成協定を締結し、南阿波定住自立圏共生ビジョンのもと、更なる結び付きの強化を果たしたところである。

しかしながら、現在の日本は本格的な人口減少社会へと突入しており、南阿波定住自立圏においても一貫して減少傾向が続いている。平成17年と27年の国勢調査の比較においても、12,168人減少(10.6%減)しているところであり、人口減少及び少子高齢化の進行は今後も続くと想定されている。また、それに伴う生産年齢人口の減少がもたらす地域経済の縮小や停滞、地域コミュニティの機能低下、厳しい財政状況等が今後も見込まれることによる行政サービスの低下等の様々な問題も懸念されている。

このことから、安心して生活できる圏域をつくることにより人口流出に歯止めをかけ、さらには都市圏からの人の流れを創出することが求められており、早急な対策が必要である。

(2) 移住・定住

新たな人の流れを創り、移住・定住の促進を図るためには、交流人口である観光客のほか、本町への強い想いを寄せてくれる関係人口の創出、その上で、本町への移住希望者を増やす取り組みが必要である。そのためにも、観光振興を図りつつ、豊かな自然や人付き合いといった「町の魅力」を更に高め、域外へ発信し続けることが重要であるため体制の構築が急がれる。

近年、全国的に問題となっている空き家の増加については、本町においても同様となっており、敷地内に留まることのない散乱や家屋の倒壊の危険性、強風の際には屋根や外壁の飛散等による近隣住民への直接的な被害も発生しており、周囲の景観及び住環境への様々な問題を引き起こしている。

また、空き家の増加が地域活力の低下を招く一因となることにより地域コミュニティの維持が困難となるなど、過疎地域の振興を目的とした定住促進に悪影響を及ぼすため、早急な対策が必要である。

(3) 地域コミュニティ

町内会などの住民組織は、地域におけるゴミの分別や収集、治安維持のための防犯活動、高齢者支援や子育てに対する見守りなど生活環境を向上させる活動や災害時における相互協力など、地域コミュニティ活動の核として重要な位置づけにある。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の進展、プライバシー意識の高まり、コンビニ文化やSNSなどの影響による価値観の多様化がもたらす地域への愛着・帰属意識の低下等により、近年はその組織への加入率の減少が見られ、また、組織内の高齢化がもたらす運営力の低下が問題となっている。

また、町内会などは長年にわたり様々な局面において住民組織を代表する役割も担ってきたことから、行政側としても行政機能の補完的役割を期待し、住民への情報提供等の連絡調整機能を委ねてきたところである。このことから、現在の減少傾向が行政運営へ与える影響は小さくなく、住民への行政サービスの低下も懸念される場所である。

今後も人口減少や少子高齢化は続くものと想定されており、各組織の更なる減少が懸念されるため、早急な対策が必要である。

2. その対策

(1) 広域連携

南阿波定住自立圏共生ビジョンのもと、日常生活圏を共有する市町村が役割分担を行い、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を目指す。また、各自治体が有する地域資源を有効に活用するためにも、各市町村の独自性を互いに尊重しながら、「生活機能の強化」「結びつきやネットワークの強化」「圏域マネジメント能力の強化」の3つの視点において課題を整理することにより、生活に必要な機能を圏域全体で確立する。その上で、「定住」のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保するとともに、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培い、人口流出に歯止めをかけ、さらには都市圏からの人の流れを創出することにより、将来にわたって地域住民が安全で安心して暮らすことができる魅力あふれる圏域づくりを目指す。

(2) 移住・定住

地域との関わりを持つ人材を確保していくことが重要であることから、交流人口の増加及び関係人口の創出を図り、本町に対する愛着の醸成を促し、移住・定住希望者の増加に繋げる。

空き家問題については、空き家バンク制度の周知を進めることにより、登録物件の増加を図り、空き家の利活用のための町内利用希望者や町外からの移住希望者との連絡調整等を行い、管理が行き届いていない空き家の所有者に対しては、物件提供意向の調査や適正管理に向けての助言・指導を行うことにより、増加傾向にある空き家の有効活用及び良好な住環境の維持に努める。

(3) 地域コミュニティ

地区公民館をはじめとした公共施設については、町内会などの地域住民の交流活動拠点として重要であることから、総合的な整備・維持を図る。

災害時の相互協力だけに限らず、日常における地域の見守りや支えがあれば防げた可能性のある子どもを狙う犯罪や事故、高齢者の孤独死などの地域の希薄化がもたらす様々な問題への対策として、コミュニティ活動を推進していくうえで非常に重要な組織である町内会、ボランティア団体などの各種団体については、組織の高齢化が課題となっているため、先進地の事例などを参考にし、自立したまちづくりのための活動に対する支援に努める。

また、各種大会や伝統行事を通じた地域内外の交流を促し、高齢者や地域リーダーと地域住民の交流を充実させることにより、まちづくりの活力や魅力が向上していく活動を推進する。

本格的な人口減少社会に突入している現在、益々多様化・細分化する住民ニーズへ応えていくためには、行政の画一的な施策だけでは非常に困難となるため、地域の想いと主体性を尊重しながら地域と行政が役割を分担し互いを補完する「協働」に取り組んでいく必要がある。そのためにも、地域コミュニティの必要性や有用性の働きかけ、地域の調整役や若手リーダーの発掘・支援、行政職員に対する指導などの人材育成に努める。

3. 事業計画（令和3～7年度）

計画は末尾表のとおりとする。

第3. 産業の振興

1. 現況と問題点

（1）農業

本町の農業の現況は、耕地面積172ha、農家戸数254戸である。営農形態は、水稲単作形と、水稲と露地野菜、施設野菜、花卉または畜産等を組み合わせた複合型に大別され、水稲については高付加価値商品として、特別栽培米（乙姫米）の栽培を推進し、野菜については、菜の花、オクラ、ほうれん草などの栽培面積拡大に取り組んでいる。

近年は、農業従事者の高齢化が著しく、担い手不足が深刻な状況にあり、従事者平均年齢が県内市町村で最高齢となる72.3歳という統計が存在する状況であるが、今後も高齢化は進むものとみられる。また、高齢化の進行と人口流出とともに、中山間部を中心に遊休農地化や耕作放棄が進んでいる。これには、条件不利地ということだけではなく、有害鳥獣の増加による農作物への被害拡大や農地そのものの破壊など、生産活動の持続意欲を低下させる外的な要因も存在しており、有害鳥獣駆除対策の拡充も重要となってきた。国の青年就農給付金や農地中間管理機構の設立による担い手への農地の集約、農協等を核とする次世代園芸産地創生の取り組みなど、新たな動きが見られるものの農業の衰退に歯止めをかけるには至っていない。

（2）林業

町の森林面積は、総土地面積の89%にあたる12,489haであり、木材生産機能のほか、国土の保全、水資源の涵養等多面的な機能を有しており、これらの機能を通じて地域住民の生活と深く結びついている。森林面積のうち民有林がほとんどを占め、人工林面積は6,843haで、人工林率は55%に達していて海部郡内でも有数の人工林を形成しているが、スギ、ヒノキの9～11齢級が69%を占め、収穫期を迎えている。このことから、木材生産と森林の保全の両面を考慮した森林施業や林内路網整備が期待されており、良質材の生産に欠かせない下刈り、枝打ち、除間伐などの地道な森林施業も併行して進める必要がある。

しかし、近年の林業を取り巻く状況は、外材との競合、木材需要の変化などにより、木材価格の長期にわたる低迷、国産材の伸び悩みなどで採算性は著しく低下し、林業従事者も減少、高齢化するなどの要因により、林業施業あるいは林内路網の整備は遅れがち傾向にあ

り、後継者の確保対策も必要である。そうした中、南海トラフ地震とその津波による大規模な被災に備えた板材や柱材の「木材備蓄」の重要性が語られ始め、県や建築関係団体等では、木材流通業者にも加わってもらった備蓄と流通のシステム構築が検討されはじめている。

大規模な津波被害が想定される一方で、町有林と木材産出事業者、製材業者、そして備蓄可能空間を有する美波町に対しては、地域分散型小規模木材備蓄システムの先導的なモデル構築者の一つとして期待が寄せられている。また、森林経営管理法（H31.4.1施行）に伴い、森林を適正に管理し、経営可能な森林は「意欲と能力のある林業経営体」による森林経営への移行などを行う「新たな森林管理システム」を実施することとなり、実施に必要な財源についても森林環境譲与税が創設され、森林の健全な育成、水源かん養、土砂流出防備、CO2 吸収固定等など、森林のもつ多面的機能を保全することが可能となった。

（3）水産業

本町の漁業は、自営型漁船による沿岸・沖合漁業が主体をなしている。漁業協同組合は、伊座利、阿部、由岐、木岐、日和佐の5漁協があり、漁場は変化に富んだ海洋環境のもと魚種が豊富で、釣り、網、採貝などを中心に営まれているが、経営は小規模であることから、漁獲の変動は大きく、不安定になっている。毎年、ヒラメ等の稚魚や、アワビの稚貝の放流事業、アオリイカの産卵礁設置、あるいは貝類の餌となる藻場の造成事業などに取り組んでいるが、水揚量はこの10年間で更に減少しており、漁価も景気の低迷や、水産物の輸入などの要因により低下するなど、漁業を取り巻く状況は一段と厳しくなっている。

水揚量、水揚額の減少は、60歳以上の漁業従事者が71%を占める高齢化の進行と従事者の減少、様々な要因による漁場環境の悪化や乱獲の影響などを含めた水産資源の減少などによるものと考えられるが、今後は漁業者のみならず、地球規模での水産資源や漁場環境の保全を図るの必要があり、水産資源の保護を図るため、対象魚種の広域的な調査研究対策が必要となってきている。

また、漁獲量の減少は漁協の販売量減少に直結し、漁協のみならず仲買業者や生鮮魚介類を輸送する運送業者の経営も圧迫し、運送業者が廃業する事態も生まれている。そのような中、漁民の有志が台風が来ない冬場に海藻養殖を行う取り組みが行われているほか、漁協が主体となって漁場を多面的に活用するいくつかの取り組みが模索されるなど、内発的な水産業持続活性化の萌芽が見られるようになってきている。

（4）商工業

本町の商店のほとんどが小売業を主とし、小規模経営で家族労働による商店が多いが、自動車の普及と道路整備の進行に伴い、徳島市、阿南市等の都市部への通勤者増加と連動するかのようになり購買力も流出し、社会減に少子高齢化も加わった人口減少による地元需要の減少も影響し、厳しい商店経営となっている。集落における貴重な商店が経営難や後継者不在を背景として閉店し、移動販売車に頼ったり、月に何度かの地区外でのまとめ買いで暮らしに必要な物資を確保する点在集落も見受けられるようになってきているが、そうした集落の多くで高齢化が進行し、交通手段等を持たない「買い物難民」が増加する傾向にある。かつて最大の中心市街地であった薬王寺門前である桜町通りも、購買力流出の影響でシャッターを降ろしたり、閉店後に専用住宅化するなど、かつての賑わいは想像できないほどに変貌している。JR 日和佐駅の背後で国道55号の間に平成17年にオープンした道の駅日和佐の

第三セクターの運営会社（株）道の駅日和佐も数年前から営業赤字を計上するようになってきているが、これは薬王寺門前桜町通りに集中するシャッターを降ろした複数の土産物店同様に、年間80万人にのぼる薬王寺参拝者を購買客として誘引できる魅力を持ち得ていない状況と同じと考えられる。

企業誘致は若者の定住と所得の向上をもたらすものと期待されるが、景気の影響や、製造業を中心とした外国への工場移転などの産業空洞化、想定される南海トラフ地震の被害想定拡大などにより、従来型の企業誘致の環境は益々厳しいものになっている。

一方で美波町は、サテライトオフィスと称されるICT系事業所の立地数は県内トップクラスとなっている。それに加えて、町移住交流支援センターの取り組み拡充もあって、地区的に若干の偏りはあるものの、美波町内へのU I Jターン者が増加している。平成26年度に試験的にスタートした「小規模事業起業支援制度」は、内発型産業おこしの呼び水となり、継業という形で消滅する事業所の継続が実現するなどの効果を発揮している。

また、平成27年から門前町再生事業として薬王寺門前桜町通りではイベント開催、空き家の活用、景観形成について計画的に取り組んでおり、新たな商店の開業が相次ぐなど明るい話題も存在している。

（5）観光

本町は、室戸阿南海岸国定公園の中央部に位置し、「田井ノ浜海水浴場」「アカウミガメとその産卵地の大浜海岸」「日和佐うみがめ博物館カレッタ」「千羽海崖」「南阿波サンライン」「薬王寺」などの有力な観光交流資源を有し、年間100万人近い来訪者がある。明石海峡大橋に代表される高速道路網の整備は、県中央部や県西部では入り込み客数の伸びに効果を発揮したようであるが、高速道路網の県南延伸が遅れている県南観光への効果は、高速道路の通行料金引き下げが行われた一時期を除き、期待したほど現れていない。これは、徳島市から県南部へ、そして更に高知県方面へ延びる高速道路整備の遅れが大きな要因であると考えられており、その早期整備が望まれているが、一方で、薬王寺への参拝者を含めて、来訪者や観光客が正月と春の連休、夏に集中する傾向があるため、年間を通しての安定した入り込み客の確保対策が以前から重要となっていた。それに対する特効薬は見当たらないが、美波町のイメージに関する町内外でのアンケート調査などで必ず上位に来る「恵まれた自然環境」を資源とする誘客策の拡充に期待が寄せられており、それらは低迷する一次産業に対しても光明を与える可能性を内包している。

日和佐城が休館中であることに加え、「日和佐うみがめ博物館カレッタ」や「南阿波サンラインモビレージ」あるいは「イザリ Café」などがあるものの、インドア系の公設観光施設や集客施設が多くはない美波町にとって、この「恵まれた自然環境」のイメージは貴重と考えられる。現在の取り組みは日帰り型が多く、宿泊しても1泊が主流であることから、日帰りを宿泊付きに1泊を2泊以上に変えていく、体験型の観光商品開発や周遊ルートづくりなどの取り組みが今後重要であり、歩き遍路の中で増加している外国人に対する対策も意識して進めていくことが求められている。

2. その対策

(1) 農業

既設の農業生産基盤の維持に留意するとともに、担い手の確保、営農集団、農作業受託組織等の育成・強化を推進し、農業経営の安定・効率化に努める。また、地域の特性に応じた推奨作物や新規導入作物の選定に努める。

有害鳥獣駆除対策については、狩猟免許取得に対する支援、駆除奨励金の支出は勿論のこと、駆除躯体の処分や有効活用可能な躯体についての処理のための施設整備なども検討を行う。有害鳥獣出没の要因の一つに、取り残し果樹や収穫残野菜の放置などがあることから、それらを減らすための新たな商品づくりなどの方策についても模索を行うとともに、農地における鳥獣被害を軽減するため侵入防止柵設置に対する補助制度の充実を図る。

産地形成については、町域にこだわることなく郡内や県南域を視野に、県や農協等と連携しながら、次世代につながる産地育成を推進し、新規就農者の確保や生産の確立、経営の安定を目指す。

また一次産業における担い手不足を解消するため、新規事業を展開する事業者を支援する補助制度を新設し、一次産業の振興及び地域社会の活性化を図る。

(2) 林業

森林施業の効率化・労力の低減、安全作業等に資するため、作業路網の整備、あるいは機械化の促進に努める。森林施業の計画的実施を図るため、森林所有者の合意形成を進め、施業の共同化と事業量の確保に取り組む。水源涵養や保健機能の期待できる町有林については、維持と開発のバランスを意識しつつ主間伐や植林を行い、複層林化に努める。

また、森林管理システムにおける森林経営管理制度を推進協議会等に一元化し、森林所有者に対して意向調査の実施や、森林境界の明確化や森林整備事業などを合理的に行うことにより適正な森林の管理を行う。

有害鳥獣対策や新規就農者確保策という意図を含めて、多面的機能を有する森林の休養あるいは交流の場としての活用に取り組む。また、製材業者や建築関係者、木材流通業者等との連携を模索し、南海トラフ地震津波の大規模災害から速やかな復旧や復興を実現するため、木材備蓄循環システムの構築を模索する。

(3) 水産業

漁場の生産性の向上を目指し、魚礁の整備、藻場の造成、種苗放流等に努める。漁獲量減少の要因の一つに、漁業者自身による漁業管理の脆弱さが指摘されていることから、可能な漁協・漁場から禁漁区設定を模索し、水産資源の保護と増殖を模索する。漁業者の乱獲要因の一つに漁獲量の減少と魚価の低迷による漁家経営の厳しさがあることから、漁場や漁法そのものを資源とする体験型交流事業による所得確保を推奨する。

また、漁協単位で対応可能なところについては、ダイビング事業や飼い付け漁業、海藻養殖など新たな事業に取り組み、漁業権の新たな活用スタイルを模索するものとする。老朽化する漁業施設及び漁港施設の維持や長寿命化に努める一方で、漁獲物の高付加価値化のための施設や設備については、その導入・整備を図り、効率化や近代化を推進する。関係機関・団体等との連携により、先進地視察や研修などを行い、後継者や新規就業者を含む漁業従事

者の育成・確保に努めると共に、漁協の経営基盤強化や漁家の経営安定のため漁協合併や流通改善についての検討を行う。

(4) 商工業

様々な要因で従来型の企業誘致が困難なため、サテライトオフィスの更なる誘致や内発型の産業おこし、継業による既存事業所の存続を意識した「美波町小規模事業起業支援制度」を継続実施するほか、商工会が主体となり、経営合理化・税制・金融問題などの相談や指導を積極的に行い、既存事業所の近代化及び経営体質改善を図る。地元及び近隣市町の購買力を引き付けることのできる商店街づくりが容易でないことを自覚し、それぞれの地域で必要とされる商店や事業所を地域政策と連携して支援する制度を検討する。薬王寺門前の一定部分については、参拝者及び観光客向け商店群としての再生を模索するため、様々な関係者が加わった検討組織を形成し、場合によってはそれを母体として地域商社の組織や商店連盟的組織を構築して再生計画の検討を模索する。道の駅日和佐については、今も今後も美波町の重要なターミナルであり、商工業にとっては貴重なアンテナショップ機能を有する場でもあることから、(株)道の駅日和佐の経営安定につながる様々な魅力と機能の向上策を検討・提案・実施する。新たな産品開発や販売促進に関しては、商工会や観光協会、漁協や農協、大学などと連携を図りながら積極的に取り組むものとする。

(5) 観光

美波町の「恵まれた自然環境」を資源とする誘客策の拡充に努める。四国の右下観光局教育旅行推進室による中学校や高校の修学旅行生や各種体験学習の受け入れについては、民泊家庭の継続的な募集に取り組み、漁業体験等についても受け入れメニューの拡大と体制の整備充実に努める。「恵まれた自然環境」のイメージを大切にし、うみがめマリクルーズ、トレイルランニングやロードライド、町歩きツアー、カヤック体験やトレッキング、磯の観察会、漁業体験、魚料理や干物づくり体験、川遊びなどをできる限り無理なく継続できるよう、実施体制や運営体制の検討に努める。また、このほか、ダイビング事業などの日帰りプランを1泊2日プランに拡充していける体験型の観光商品開発など、新たな魅力づくりを行い、或いは観光事業関係者が連携しての周遊ルートづくりなどにも取り組む。歩き遍路を含め増加傾向にある外国人旅行者に対する対策として、観光案内所等に英語力の高い人材を配置するように努める。また、美波町観光協会を中心に土佐街道並びに遍路道の現地調査を実施し、案内看板の設置や古道の危険箇所などの修復を行い、新たな観光資源として古道のロングトレイルを定着させるための整備を図る。

地域高規格道路(阿南安芸自動車道)のうちの桑野道路及び福井道路の区間の完成を見据え、ライフスタイルの変化に対応する滞在型や二地域居住等の目的意識を持った観光客獲得に努め、移住者増加の契機にもなるように努める。農林漁業などの地域内産業と連携・関連を深め、地域単位の体験・交流事業の実施や、地域の持続活性化に寄与する取り組みを、観光協会や商工会なども加わりながら推進していけるように連絡調整に努める。そのために必要となる施設・設備、拠点等については、地域での取り組みを先行させながら適正な規模のものを整備できるように留意する。

3. 事業計画（令和3年度～7年度）

計画は、末尾表のとおりとする。

4. 産業振興促進事項

（1）産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種については以下のとおりとする。

| 産業振興促進区域 | 業種 | 計画期間 | 備考 |
|----------|--------------------------------|-----------------------|----|
| 美波町全域 | 製造業、農林水産物等販売業、 旅館業、情報サービス業等 | 令和3年4月1日 令和8年3月31日 | |

（2）当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「2. その対策」及び「3. 事業計画」のとおり。

加えて、南阿波定住自立圏における連携市町をはじめとする周辺自治体、大学、サテライトオフィス企業等と連携し、産学官民一体となった経済成長の推進体制の構築や新規創業の促進及び地域産業の振興、戦略的な観光政策の推進などエリアの魅力を最大限に高める広域的な取組を検討し、推進していく。

第4. 地域における情報化

1. 現況と問題点

（1）デジタル化の推進

総務省では、「デジタル・ガバメント実行計画」（2020年12月25日閣議決定）における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体DX推進計画」として策定した。

これらの背景として、新型コロナウイルス対応において、様々な課題が明らかとなったことから、デジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が求められている。

政府はデジタル社会のビジョン「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」の実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要としている。

（2）防災対策によるデジタル化

防災体制における情報化については、防災行政用無線の整備や各家庭への戸別受信機の設置により整備体制は着実に整えられている。

しかしながら、近い将来発生が予想される南海トラフ地震を背景とした安全・安心な生活

確保への強いニーズや、その後も全国で多発している大雨や地震などの自然災害に鑑み、全ての住民に対してだけでなく、来町している観光客、特に外国人観光客に対しても多言語での情報提供により避難が可能となるような災害時における有効で適切な情報発信のための対策が必要である。

2. その対策

(1) デジタル化の推進

自治体 DX 全体手順書では DX を推進するに当たって想定される一連の手順（DX の認識共有・機運醸成、全体方針の決定、推進体制の整備、DX の取組みの実行）が示されており、内部業務のデジタル完結を主軸に、本町に最適化した DX を進める。

教育の場においても、学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第 47 号）が施行され、GIGAスクール構想に基づく整備を進めている。児童・生徒への一人一台のタブレット端末の配備、教室の Wi-Fi 環境整備を完了し、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境実現に努める。

一方、ICT は利用者にとって便利な反面、これを悪用したトラブルや犯罪、複雑化・高度化するサイバー攻撃等が増加していることから適切な情報セキュリティ対策を講じていくことが重要である。そのためにも、行政側の情報セキュリティポリシーに基づく対応はもとより、住民や企業等に対しても、情報セキュリティの重要性や情報モラルについての周知啓発の充実を図る。

また、既存のシステムに係る維持運営については、システムの集約・統合による効率化を進めるとともに、適切な外部サービス利用への移行を推進し、リスク管理を鑑みた全体経費節減に努める。

(2) 防災対策におけるデジタル化

過去の南海トラフ地震、津波や全国で多発している自然災害の教訓を基に、非常時における住民及び観光客の避難を最優先とした対策活動を円滑・確実なものとするためにも、行政全般における有効で適切な情報の伝達収集体制の整備を行う。併せて、「美波防災ナビ」を活用した防災情報の提供に取り組む。

3. 事業計画（令和 3 年度～ 7 年度）

計画は、末尾別表のとおりとする。

第 5. 交通施設の整備、交通手段の確保

1. 現況と問題点

(1) 道路

美波町における道路網は、国道 55 号（延長 19km）をはじめ、県道 11 路線（延長 10

2km)、町道479路線(延長135km)となっている。改良率、舗装率をみると、国道はともに100%となっており、県道は改良率59.3%、舗装率99.9%、町道は改良率58.5%、舗装率89.4%となっている。

近年の交通量の増加によって、各路線とも早期に改良する必要があり、特に国道55号は、昭和46年に改良が終わっているが、星越峠から一ノ坂トンネルに至る間は険しい山間部のため、連続するカーブや急勾配による交通事故も多発しており、また台風の常襲地帯でもあることから、異常気象時には交通規制が行われることもある。

平成12年3月には、四国の高規格幹線道路網は、四国全体を大きな「8の字ルート」で結ばれたが、四国東南地域はそのルートに含まれていない。そういった状況の解消を図るため、国土交通省は地域高規格道路(阿南安芸自動車道)日和佐道路9.3kmを直轄事業として平成12年4月に着工し、平成19年には日和佐・由岐間6.2kmが、平成23年には、由岐・小野間3.1kmが完成し供用が開始された。阿南安芸自動車道のその他の区間においても、異常気象時の迂回路としての機能を果たし、安全な人や物の流れを確保して社会生活を維持するとともに、益々発展していくであろう国際化にも対応するため、早期の完成が不可欠である。また、日常の生活道路としての国道55号の改良も望まれる。

県道についても各路線とも整備は進んでいるものの、進捗率は決して良いとは言えない。

町道は、投資効果の大きい大集落への幹線道路については、ほとんど整備されている。しかし、小集落への連絡道や産業道路の基盤となる農林道は、十分な整備はまだ進んでいない。また、市街地における町道については、舗装等の老朽化が目立っている。橋梁についても老朽化が進行しており、長寿命化対策が必要である。

(2) 地域交通

本町の公共交通は、JR牟岐線、徳島バス(高速)、徳島バス南部及び病院等連絡バスが運行している。

JRについては、昭和17年の牟岐線開通以来、大量輸送の交通機関として通勤、通学及び一般旅行者や貨物の輸送にと、特に戦後復興の交通大動脈としてその役割を担ってきたが、昭和30年代後半からは自動車の普及により、また貨物の取扱廃止と併せて利用者も年々減少し、昭和62年国鉄からJRに民営化後も利用者の減少に歯止めがかかっていない。

徳島バス南部についても、利用者の減少などから廃止路線代替バス路線として、バス会社に補助金を支出し、運行を続けている状況である。

また、自動車を持たない高齢者等の交通手段確保対策として、平成23年度から実施しているタクシー利用料金助成制度を平成31年度から充実強化し、交通弱者対策に努めている。

2. その対策

(1) 道路

- ・高規格道路「阿南安芸自動車道」の早期完成と延伸を要望する。
- ・国道55号の早期改良を要望する。
- ・県道の早期改良、日和佐小野線(恵比須浜バイパス)の早期整備を要望する。

- ・集落間、地区間を結ぶ連絡道路の整備を図る。
- ・舗装修繕、側溝改良、歩道整備、橋梁長寿命化修繕を図る。
- ・農道、林道と作業道の整備拡充を図る。

(2) 地域交通

J R、病院等連絡バス及び高齢者タクシー利用料金助成制度については、それぞれの維持に努める。しかし、バス路線については今後も補助金を支出し、バス会社による運行を続けていくのか、それとも新たな輸送体制について協議を進めるのか、検討を十分に行う必要がある。

3. 事業計画（令和3年度～7年度）

計画は、末尾別表のとおりとする。

第6. 生活環境の整備

1. 現況と問題点

(1) 上水道

本町の水道施設は町営で、令和2年度に経営統合を行い上水道、簡易水道で運営している。上水道は、日和佐地区で昭和30年に給水が開始された。27年間給水を続けていた西町の水源地は、河川改修の影響等により塩水化したため、昭和57年から西河内水源地において給水を開始し、令和2年3月31日現在、給水戸数1,618戸、給水人口は2,898人となっている。赤松地区は、給水戸数116戸、給水人口243人、由岐地区は、給水戸数984戸、給水人口1,928人となっている。計画給水人口は5,408人で、主として市街地地域を対象に給水している。

簡易水道については、伊座利地区が給水戸数30戸、給水人口65人、阿部地区が給水戸数115戸、給水人口193人となっている。

その他の地域については、自然水によってまかなわれているが、汚濁、枯渇の心配があり、未普及地域への配水管の拡張や、小規模の飲料水供給施設を必要とする地域がある。

過疎高齢化の進行により水道料金収入が減少の一途をたどっており、配水管等主な水道施設は、昭和50年代に建設されたものがほとんどであり、耐用年数の40年を迎えている。施設の更新については、多額の建設費用が必要であり、大規模な地震に備えた施設の耐震化も推進する必要があることから、小規模な水道事業としては大きな負担となる。

(2) 下水道

本町の下水施設は、し尿については単独浄化槽が最も多く、次に汲み取り式となっており、家庭雑排水は排水路などに直接流してきた。

しかし、近年住民の生活様式の多様化により排水量が増加し、周辺環境の悪化、河川及び海域水質汚濁が懸念されてきた。本町においても生活環境の改善を図り、公共用水域の水質保全とともに、優れた自然環境を保全するため、公共下水道事業及び漁業集落排水施設事業に

より整備を進めてきた。

また、下水道整備区域以外については、合併浄化槽設置整備事業により整備を進めている。現在の水洗化率は、単独浄化槽32.1%、合併浄化槽17.4%、下水道・漁業集落排水15.5%、合計65.1%となっている。今後も、整備を進めることにより水洗化率の向上が期待される。

(3) 廃棄物処理

ごみ処理については、民間委託の方式で収集し、処理を海部郡内全域で組織している海部郡衛生処理事務組合で行っているが、現在のごみ処理施設については、稼働後42年を経過し、設備・装置の老朽化が施設全体に及んでいることなどにより点検・補修費が経年的に増加し、安全確保上のリスクも増加させている。また、施設は旧耐震基準の建築物であるため、長寿命化を図る大規模改修には大きな制約を受けることとなる。

一方、家庭から出るごみの量は、人口の減少にもかかわらず、生活様式の多様化等により年々増加の傾向にある。生ごみの減量化、資源化を図るため、生ごみ処理容器等の普及促進をはじめ、平成9年から資源ごみの分別収集を実施してきた。

し尿処理は、収集、処理とも海部郡衛生処理事務組合において行っている。し尿処理施設日和佐クリーンセンターは、昭和63年4月から稼働を始め、32年が経過するが、機能の低下も見当たらず健全な運営ができています。また、公共下水道の整備により、クリーンセンターにおけるし尿処理量は多少ではあるが減少している。

(4) 消防・救急・南海トラフ地震

防災行政無線のデジタル化や救助資機材搭載型車両の導入など消防力の強化を図るとともに、救急患者を速やかに搬送できるドクターヘリや防災ヘリの発着場として、町内3カ所のヘリポートを整備することにより、救急搬送力の向上に努めている。

また、津波の避難困難地域の解消のため日和佐浦地区3カ所に津波避難タワーを建設している。

今後の課題としては、南海トラフ地震を迎え撃つため、自主防災組織を中心とした地域防災力の向上、避難路の確保、事前復興まちづくりの推進、こども園等公共施設の高台への移転、防災公園の整備が急がれるところである。

(5) 公営住宅

平成22年3月に独立行政法人雇用・能力開発機構から、雇用促進住宅60戸を購入し、櫛ヶ谷住宅を設置した。

加えて、平成25年度から赤松地区においても、教職員住宅4戸を町営住宅として活用しており、本町には令和2年現在、72戸の公営住宅、4戸の改良住宅、40戸の更新住宅及び11戸の若者住宅、60戸の町営櫛ヶ谷住宅、4戸の町営赤松住宅を管理運営している。

しかし、老朽化がかなり進んでいる住宅もあり、今後、維持補修等について進めていくこととする。

また過疎化に伴い、空家の増加が著しく、集落としての機能低下や災害時の避難路の確保が必要な地域もある。

2. その対策

(1) 上水道

水道施設の更新及び耐震化対策として、阿部・伊座利地区では、配水池の老朽化が著しく、更新時期を迎えているので、耐震性の強い配水池の建設に着手する。その後、主要な配水管の耐震化を図っていく。施設の更新には、多額の資金が必要となることから水道料金の改定も必要となる。

未普及地域を解消するための配水管の拡張や、小規模の飲料水供給施設については、要望があれば検討して施設整備を図る。また、良質安全な生活水の供給を図るため、新しい水源の調査を行い、安定的な水源の確保に努める必要がある。

(2) 下水道

公共下水道については、日和佐地区の市街地を中心に75.9haを全体計画区域とし、平成17年度から一部供用が開始され、処理場に近い区域の約40.0haの整備を終えている。残った区域については、雨水対策事業等との整合性を図りながら整備を進めていく。

漁業集落排水施設については、伊座利地区は平成13年、志和岐地区は平成23年に供用を開始している。

これら以外の区域については、合併浄化槽により整備を進める。また、漁業集落排水施設事業等の整備についても検討していく。

雨水対策については、寺前地区は、平成8年度に都市下水路事業により寺前ポンプ場を整備することで、緊急的な浸水被害は解消されている。

また、弁才天地区の浸水軽減対策として、令和2年度に奥潟・弁才天の2箇所において排水ポンプ場の整備を行っており、引き続き公共下水道事業として整備を進めていく。

(3) 廃棄物処理

環境美化思想の普及、及び分別収集の徹底によるごみの減量化、収集の効率化を図る一方、不法投棄の防止を目的とした条例制定等により、美しく清楚なまちづくりを推進する。また、生ごみ処理の減量化のために、生ごみ処理容器を購入希望する家庭に、購入助成制度を実施し、なお一層の普及促進に努める。

また、現在のごみ処理施設については、一般的な更新時期に達していることから、新施設の整備に必要な手続きや工事など必要な期間を考慮し、一刻も早い更新計画の策定に着手、新施設の稼働開始に向けた事業を推進する。

(4) 消防・救急・南海トラフ地震

地域消防力の向上を図るため、現在由岐地区と日和佐地区にそれぞれ8分団ある消防団において、団員の確保や施設・設備の更新、充実を図り、火災や災害から住民を守るため海部消防組合や警察等と連携をとりながら地域消防力の強化を図っていく。

今後、30年以内に70%の確立で発生すると予想されている南海トラフ地震を迎え撃つため、町内33地区で組織される自主防災組織を中心として、各種訓練等の実施により住民の防災意識の向上を図っていく。また、避難時に支障となる障害を解消するため、空き家の除去や住宅の耐震診断、耐震改修、避難路の確保を図っていく。

美波町国土強靱化地域計画で想定されるリスクに対応するため、事前復興まちづくりの

推進や、高台へのこども園他の公共施設の移転、防災公園の整備など、震災の復旧復興を事前に計画的に実施するための施策を国や県などと連携を図りながら、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った、「安全・安心で災害に強いまちづくり」の実現に向けた防災・減災対策に取り組む。

(5) 公営住宅

地域づくり推進条例や定住促進対策条例等により、定住や交流を目的とした空き家の有効活用を支援するとともに、老朽化し危険な空き家については老朽住宅解体費支援事業等を活用した除却に努める。

3. 事業計画（令和3年度～7年度）

計画は、末尾別表のとおりとする。

第7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1. 現況と問題点

(1) 子育て環境の確保

近年における核家族化の進行や、女性の就労等の社会参加の増加、社会意識の希薄化、マスコミ情報の氾濫等により、子どもを取り巻く環境は著しく変化している。こうした中、母子保健事業、保育事業及び児童館事業では乳幼児、児童の健全育成を推進している。

「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年度には幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の総合的に推進するため「子ども・子育て支援新制度」がスタートした。

全ての子育て家庭を対象に地域のニーズに応えた様々な子育て支援を充実することを目的とし、美波町では特に3歳からの教育ニーズに応えるため町内にある全ての保育園を認定子ども園に移行した。

家庭外の保育・教育需要対策として、日和佐こども園、赤松こども園、由岐こども園、阿部こども園の4園（休園中の木岐こども園を除く）があり、こども園の入園のほかに、親が社会参加する場合や、疾病等で一時的に子育て困難となった場合の緊急保育対策として、児童養護施設2施設、徳島赤十字乳児院と、ショートステイの委託契約を締結している。また、共働きなどで放課後等、家庭に保護者がいない児童や、学校週5日制に対応し、子どもの健全育成や子育て支援、異年齢の仲間づくりの場として、児童館等を整備し、保健事業と連携を取りながら、父母や子どもの健康づくり対策も実施している。今では利用者仲間が集まって、子育てサークルを結成し、お互いの悩みや相談、各種イベントにサークルとして参加している。

新生児の福祉の増進として、出生祝金を贈与しているが、近年の少子化により出生率が減少傾向にあり、町の現状に適した更なる施策を推進・展開していくことが必要である。

(2) 高齢者等の保健及び福祉

本町の人口は令和3年4月1日現在で6,370人、うち65歳以上の高齢者人口は3,087人で、48.5%を占めている。

総人口及び65歳未満人口の減少とともに高齢者人口もゆるやかな減少傾向となっています。40～64歳また、高齢者のいる世帯は減少傾向であるなか、高齢者のいる世帯に占める高齢単身世帯の割合は増加傾向であり（国勢調査より）、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう関係機関が連携した支援体制づくりが必要とされている。

平成12年度からスタートした介護保険制度により、要介護認定者は利用者の選択、自主性が尊重されるようになり、幅広いサービスが受けられるようになった。しかし、保険料、利用者等の負担制度の複雑化等問題点も多く存在し、今後は多岐にわたるニーズに対応するための基盤整備や、サービス提供システム等の整備が求められている。要介護認定がなされていない元気な高齢者には、介護予防、地域支え合い事業を活用したサービスを提供するとともに、老人クラブ等を中心に健康づくり、生きがいをづくりに取り組んでおり、その活動の更なる発展が期待されている。

今後においては、保健、福祉、医療、介護等が連携を密にして地域包括ケアシステムを確立するとともに、行政と住民が一体となった事業展開を推進していく必要がある。

(3) 健康づくりの充実

住民の健康増進のため、健康診断や健康教室等の保健事業を実施しており、受診率及び参加率は増加傾向にあるものの本町が目標とする数値には届いていないのが現状である。近年は平均寿命だけに囚われるのではなく健康寿命の延伸も重要視されているため、幼少の頃から健康に関する知識を深めることが望まれている。このことから、幼稚園や保育園及び小中学校と連携することにより、食育指導等をはじめとした学ぶ機会を設けており、引き続き将来を担う子どもたちへの継続的な啓蒙活動の更なる充実に努める必要がある。

2. その対策

(1) 子育て環境の確保

児童館や地域交流支援センターの有効利用を図るとともに、運営体制の強化を図る。保健師、こども園、小中学校、保健所、こども女性相談センター等の連携体制をより強固なものとし、援助活動の強化を図る。

子ども達が通う身近な場所で、子どもの育ちについて学習し相談できる教室を開き、繋ぐ、繋がることにより子ども達の育ちを長い目で支援する事業を推進する。

(2) 高齢者等の保健及び福祉

在宅の要介護老人及び家族等を支援し、福祉の向上を図る地域包括支援センターの運営を強化するとともに、関係機関との連携を密にする。

介護保険に認定されなかった自立認定者が要介護にならないよう、介護予防及び生活の自立を支援する事業を推進する。

(3) 健康づくりの充実

平均寿命及び健康寿命の延伸のためにも生活習慣病の予防が非常に重要であることから、幼児期からの基本的な生活習慣の確立が必要であり、住民の健康づくり意識を向上させることが重要であることから、生活習慣病や感染症に関する正しい知識と予防対策の普及啓発に努め、健康診断の受診促進や生活習慣の改善指導などにより、生涯を通じた健康づくりを進める。

3. 事業計画（令和3年度～7年度）

計画は、末尾別表のとおりとする。

第8. 医療の確保

1. 現況と問題点

町内の医療施設は現在、美波町医療体制整備方針に基づき町立病院等3（美波病院、日和佐診療所、阿部診療所）に再編し、開業医6（うち歯科医3）となっている。診療科目も限られており、眼科、耳鼻科、皮膚科などは町外の医療機関に依存している。さらに規模が小さいため、手術、高度医療となると、町外の大きな病院に頼らざるを得ないのが現状である。

住民の意識の中にも大きな病院、総合病院は、安心できる良い病院との認識が広がっている。しかしながら現実問題として、町立病院の規模拡大は困難なことから、今後、各医療施設と町外の大きな病院、総合病院との連携を強化し、住民がスムーズに専門医療、高度医療を受けられるような体制を確立することが重要である。

また、高齢者人口の割合が増加する中で、医療のみならず保健、福祉、介護などの多様なニーズへの対応が不可欠であり、保健医療福祉機能を充実強化し、住民がサービスを「一体的」かつ「総合的」、「継続的」に受けられる体制が求められている。

2. その対策

- ・各医療機関との連携を強化する。
- ・医師及び医療スタッフの確保に努め休日・夜間の初期治療や救急医療に対応できる体制を確保する。
- ・医療保健センターの整備等により保健、福祉、医療、介護等の連携を強化し、地域包括ケアシステムの構築に努め、健康で住みよいまちづくりに寄与する
- ・かかりつけ医の定着による一次医療を推進する。
- ・訪問医療などの地域に根ざした医療サービスの提供を図る。

3. 事業計画（令和3年度～7年度）

計画は、末尾別表のとおりとする。

第9. 教育の振興

1. 現況と問題点

(1) 学校教育

昭和47年、大戸小学校を日和佐小学校に、昭和49年、赤松中学校を日和佐中学校に、昭和53年、志和岐小学校を由岐小学校に、平成4年、山河内小学校を日和佐小学校に、平成22年には赤松小学校を日和佐小学校に統合し、同じく平成22年に由岐中学校阿部分校が休校、平成23年に阿部小学校が休校、平成28年には木岐小学校が休校し、各学区内に居住する児童・生徒は町営スクールバス7台により通学している。

小学校は日和佐小学校、由岐小学校、伊座利小学校の3校がある。中学校は日和佐中学校、由岐中学校、由岐中学校伊座利分校の3校があり、このうち伊座利分校については、小学校との併設校である。幼稚園は日和佐幼稚園が日和佐保育園と統合し、平成27年度から日和佐子ども園となった。児童生徒数は別表(表3)のとおりである。

施設整備では、平成5年、日和佐小学校に25m×6コースのプールを新設移転した。また、平成16年には由岐小学校の耐震改修を行った。老朽化の著しかった日和佐中学校、日和佐小学校については、平成11年度から12年度に日和佐中学校を、平成20年度から21年度には日和佐小学校を新築し、学校施設の充実を図った。

日和佐小学校の建設を終え、町内の小中学校の校舎耐震化率は100%となったが、今後発生が予想される南海トラフ地震などに対する対策が重要課題となる。

表3-1 町内児童生徒数

| 学 校 名 | 児童生徒数（人） | | | | |
|------------|----------|-------|-------|-------|------|
| | 平成12年 | 平成16年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 |
| 日和佐幼稚園 | 66 | 79 | 52 | — | — |
| 日和佐小学校 | 256 | 210 | 206 | 165 | 145 |
| 赤松小学校 | 50 | 28 | — | — | — |
| 由岐小学校 | 130 | 103 | 73 | 48 | 51 |
| 木岐小学校 | 36 | 33 | 31 | 9 | — |
| 阿部小学校 | 16 | 17 | 1 | — | — |
| 伊座利小学校 | 7 | 17 | 13 | 6 | 8 |
| 小学校計 | 495 | 408 | 324 | 228 | 204 |
| 日和佐中学校 | 153 | 152 | 110 | 96 | 70 |
| 由岐中学校 | 97 | 74 | 63 | 57 | 14 |
| 由岐中学校阿部分校 | 9 | 7 | — | — | — |
| 由岐中学校伊座利分校 | 5 | 7 | 6 | 11 | 4 |
| 中学校計 | 264 | 240 | 179 | 164 | 88 |
| 合 計 | 825 | 727 | 555 | 392 | 292 |

(2) 社会教育

旧日和佐地区、旧由岐地区とも公民館（日和佐公民館・由岐公民館）を社会教育の拠点として、学習や集会、その他文化活動の振興に幅広く活用されてきた。また、町内に30の地区公民館があり、各地域主導で様々な活動が行われている。地区公民館は、地域コミュニティの拠点として利用されているが、施設が老朽化した公民館や未整備の地域があり、随時整備する必要があるが、用地など諸事情を勘案しながら進めなければならない。

また、過疎高齢化等による後継者不足から、祭りの維持や地域行事の実施が困難になるなど、地域文化の伝承や地域コミュニティの崩壊が危惧されている。地域が生き生きと活力に

満ちた町となるためには、地区公民館は単なる集会施設にとどまらず、まちづくりの拠点となる多目的な役割を果たすことが望まれる。

「まちづくりは人づくりから」と言われるが、まちづくりリーダーの育成等、社会教育が受け持つ役割は非常に大きく、教育文化活動全般の資質向上と、それを支える幅広い人的ネットワークの充実が重要である。

体育施設については、日和佐町民グラウンド、由岐町民グラウンド、城山テニスコート、赤松基幹集落センター体育館、赤松グラウンド、総合体育館、B & G海洋センターなどが整備されており、町民のみならず、町外からも利用者が訪れている。

2. その対策

(1) 学校教育

児童生徒の安全確保のため、ハード面でさらに各学校校舎窓ガラス飛散防止対策、また、避難経路及び避難場所の整備に努める。

ソフト面では、さらに教職員・児童生徒への防災意識の普及・啓発等の防災教育の推進、継続的な避難訓練の実施に努める。

(2) 社会教育

老朽化した公民館等の、改修及び整備に努める。

公民館、図書・資料館、コミュニティホール等の社会教育施設、及び町民グラウンド、体育館等の体育施設の利用状況の分析と、効率的で効果的な施設運営を図る。

3. 事業計画（令和3年度～7年度）

計画は、末尾別表のとおりとする。

第10. 集落の整備

1. 現状と問題点

本町には30の町内会があるが、この中には交通条件が悪く、行政サービス等の不便をきたしている散在小規模集落がある。また、人口の減少、高齢化等で、集落としての機能が低下している地域もあり、効率的な住民への行政サービス向上のためにも、集落道の整備や核家族化の進行に伴う住宅需要、新たな定住人口獲得のための施策も必要である。

2. その対策

集落の再編は非常に困難であり、既存の集落で生活機能を向上させるために、道路、排水等の整備を計画的に行うほか、空き家や利用されなくなった公共施設等も視野に入れ、それぞれの集落の活性化を図る。また、高齢化に伴う独居老人世帯の増加に対応するため、行政も含め地域民生委員や一般住民の連携強化を図る。

3. 事業計画（令和3年度～7年度）

計画は、末尾別表のとおりとする。

第11. 地域文化の振興等

1. 現状と問題点

文化施設としては、平成2年に完成した図書・資料館、平成6年に完成したコミュニティホール、平成8年に完成したふれあいホール、平成21年に完成した田井遺跡保存活用施設などがある。また、各種講習会や展示会場として日和佐公民館や由岐公民館があり、様々な催しを提供している。

図書・資料館のうち図書館については、年間を通して安定した利用者があり、内容の充実を図りながら広く町民に開放してきた。ただ、併設している資料館は、展示室が狭いうえ、所蔵資料が民俗史料に偏り、展示方法などに一考を要する。

コミュニティホールについては、コンサート、講演会、各種展示会などを定期的に開催してきたが、財政状況が厳しくなるにつれ、これまでのようなコンサートなどの回数と内容を維持することが難しくなっている。

ふれあいホールについては、JR由岐駅舎内にあることから、JR利用者や家族連れの方に親しまれている。また、会議や各種研修会などにも利用されている。

田井遺跡保存活用施設は、平成13年日和佐道路建設に伴う試掘調査により田井遺跡の存在が確認され、翌平成14年の発掘調査で、縄文土器の破片や石器など約4万点が出土した。その発掘現場を保存し、より多くの方々にご覧いただくため、この施設を建造した。開設以来、県内外から多数の考古学ファンが訪れている。

日和佐公民館、由岐公民館においては、学習の場として、あるいは文化祭、講演会、展示会の会場として利用されている。

文化施設全体としては、現有の施設をいかに有効に利用して、魅力あるものにするか、力量の問われるところである。

2. その対策

図書・資料館については、引き続き一般図書、専門図書、視聴覚資料の充実を図るとともに、貴重な資料の収集、保存に努める。なお、町民の図書館に対する認識を深めるための催しなど、より一層の啓発活動が必要である。資料展示については、保存資料も展示面積も限られているが、展示テーマを明確にし、分類してわかりやすい展示とする。

コミュニティホールについては、限られた財源で最大の成果があげられるよう、創意工夫を凝らし、コンサートなどの開催に取り組む。

3. 事業計画（令和3年度～7年度）

計画は、末尾別表のとおりとする。

第12. 再生可能エネルギーの利用の推進

1. 現況と問題点

再生可能エネルギーは石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料とは違い、二酸化炭素の排出量が少ない太陽光や風力、地熱といった自然界に常に存在するエネルギーである。また、化石燃料が限りある資源であることや地球温暖化対策の観点からも可能な限り消費量を削減していく必要がある。

本町における再生可能エネルギーの状況は、本町が独自で実施した事業については僅かであり、町内数カ所の公共施設への太陽光発電設備の設置に留まるが、民間側に目を向けると、耕作放棄地、山林等を問わず町内の至る所に企業や個人所有の施設が無秩序に乱立している状況であり、それに伴う景観の阻害や森林伐採等による自然環境への悪影響が懸念されている状況である。

しかしながら、再生可能エネルギーは脱炭素社会に向けた手段の一つとして普及が求められていることから、行政側の一方的な基準により排除することは好ましくなく、それ故、本町としては、地域と連携・共存していくための方策として、ガイドライン及び条例を制定することを検討しており、秩序ある再生可能エネルギーの推進に努めている。

2. その対策

民間企業及び個人所有の施設については、設置や運用の基準に対する認識や考え方が所有者側の一方的な判断に委ねざるを得ない可能性があることにより、ガイドラインや条例を制定することによって秩序ある再生エネルギーの推進に努める。

また、既存の施設に対しても、近隣の住環境及び自然環境への影響等を行政側で把握し、所有者と情報を共有することにより、引き続き、適切な施設の運営に理解を求めるよう努める。

3. 事業計画（令和3年度～7年度）

計画は、末尾別表のとおりとする。

第13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1. 現況と問題点

人口の減少、高齢化等、過疎化が進んでいるなかで、地域の活性化を図るため、さまざまな施策を実施してきたが、依然として本町を取り巻く現状は厳しい状況である。また、地域の自立促進を図り、地域の特性、特徴を活かした元気で豊かなまちづくりのために、住民と行政が一体となった地域づくりに取り組んでいかなければならない。

2. その対策

対策の一環として、豊富な自然環境を有効に活用しながら、移住コーディネーターの育成や門前町の再生など交流人口の増大を図るまちづくり施策を積極的に行う。また、地域を支える優れた地域リーダーの支援と育成に努めるとともに、「地域おこし協力隊」や「集落支

援員」などによる人材確保や自主的・自発的行動を支援する仕組みづくりにも取り組む。

3. 事業計画（令和3年度～7年度）

計画は、末尾別表のとおりとする。

別表 事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|-------------------|---|--|----|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (1) 移住・定住 | 結婚祝金 空き家住宅活用補助事業 | 美波町 美波町 | |
| | (2) 地域間交流 | 姉妹都市交流事業 地域づくり大学連携事業 木岐聖ヶ丘農林業業体験施設 キャンプ空間創出事業 | 美波町 美波町 美波町 美波町 | |
| | (3) 人材育成 | 研修会の実施 研修会への参加 | 美波町 美波町 | |
| | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | その他 | 桜街道夢マラソン | 実行委員会 | |
| 2 産業の振興 | (1) 基盤整備 農業 | 土地改良事業 農業用施設長寿命化事業 農山漁村持続活性化事業（農業） | 美波町 美波町 農業協同組合等 | |
| | 林業 | 作業道整備事業等補助金 造林事業補助金 木材備蓄庫等整備事業 林道長寿命化事業 | 森林組合等 森林組合等 美波町 美波町 | |
| | 水産業 | 県単沿岸漁場整備開発事業 同上（漁場保全事業） 藻場造成事業 産卵礁類設置事業 漁業権高度利活用事業 密漁及び越境操業対策事業 漁場保全対策事業 禁漁区設置誘導事業 | 漁業組合等 漁業組合等 漁業組合等 漁業組合等 漁業組合等 漁業組合等 漁業組合等 美波町 | |
| | (2) 漁港施設 | 由岐漁港事業負担金 由岐漁港県単改良事業負担金 恵比須浜漁港防潮堤改修事業 | 徳島県 徳島県 美波町 | |
| | (3) 経営近代化施設 農業 | 有害鳥獣被害防止対策事業 ジビエ振興事業 スマート農業導入事業 共同利用機械導入事業 | 美波町等 美波町等 美波町等 農業協同組合等 | |
| | 林業 | 主間伐輸送車両等整備 先進機器類導入事業 | 森林組合等 森林組合等 | |
| | 水産業 | 生鮮魚介類流通対策事業 魚介類等加工処理設備 | 漁業組合等 | |
| | (4) 地場産業の振興 | | | |
| | 加工施設 | 木岐聖ヶ丘農林業業体験施設 | 美波町 | |

別表 事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|------|-----------------------|---|--|----|
| | | 農産加工ラボ創出事業 | | |
| | 流通販売施設 | 道の駅日和佐機能強化事業 | 美波町等 | |
| | (5)企業誘致 | 用地取得造成事業 遊休施設等改修事業 サテライトオフィス誘致事業（施設整備） 遊休施設等改修事業 | 美波町 美波町 美波町 美波町 | |
| | (6)起業の促進 | 小規模事業等起業支援事業 空き家等改修事業 | 美波町 民間事業者等 | |
| | (7)商業 共同利用施設 | チャレンジショップ整備事業 道の駅日和佐魅力向上事業 | 美波町等 美波町等 | |
| | その他 | 薬王寺門前町再生事業 貸店舗確保・改修・提供事業 特産品開発等支援事業 特産品等販売促進支援事業 美波町商工祭 | 美波町等 商工会等 美波町等 商工会等 商工会等 | |
| | (9)観光又はレクリエーション | 観光案内所等整備充実事業 日和佐うみがめまつり 由岐伊勢エビまつり ふるさと由岐まつり 体験活動拠点施設等整備事業 田井ノ浜海水浴場施設充実事業 木岐カタ地区公園整備事業 西由岐愛宕山地区公園整備事業 寺前地区公園整備事業 体験活動拠点施設等整備事業 漁場の多面的機能発揮事業 農山村空間の多面的機能発揮事業 | 美波町 実行委員会 実行委員会 実行委員会 美波町 美波町 美波町 美波町 美波町 美波町 美波町 漁業組合等 地域づくり団体等 | |
| | (10)過疎地域持続的 発展特別事業 | | | |
| | 第1次産業 | 農山漁村持続活性化推進事業 都市農山漁村交流推進事業 次世代農林漁業創生事業負担金 | 美波町 美波町等 美波町 | |
| | 商工・6次産業化 | 魚食普及推進・魚介類料理教室 6次産業化設備等試験導入事業 | 美波町等 美波町 | |
| | 観光 | 外国人旅行者対応力強化事業 ボランティアガイド支援事業 着地型観光素材活用事業 | 美波町 美波町 美波町等 | |
| | 企業誘致 | サテライトオフィス・テレワーク誘致事業 | 美波町 | |
| | その他 | 四国の右下観光局教育旅行推進室負担金 内発型地域活性化提案事業 | 美波町 美波町 | |

別表 事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|------|----------|---------------------------------|------|----|
| | | 大工町通り線修繕 W=3.0m L=100.0m | 美波町 | |
| | | 阿部4号線改良 W=3.0m L=60.0m | 美波町 | |
| | | 日和佐停車場線修繕 W=4.0m L=200.0m | 美波町 | |
| | | 本村馬木線 W=15.0m L=100.0m | 美波町 | |
| | | 白沢1号線修繕 W=6.0m L=150.0m | 美波町 | |
| | | 丹前2号線修繕 W=5.0m L=50.0m | 美波町 | |
| | | 嵐線修繕 W=5.0m L=80.0m | 美波町 | |
| | | 井ノ上5号線修繕 W=4.0m L=100.0m | 美波町 | |
| | | 登り2号線修繕 W=6.0m L=100.0m | 美波町 | |
| | | 阿部1号線修繕 W=5.0m L=125.0m | 美波町 | |
| | | 阿部2号線修繕 W=6.0m L=60.0m | 美波町 | |
| | | 伊座利2号線修繕 W=6.0m L=100.0m | 美波町 | |
| | | 伊座利6号線修繕 W=4.0m L=200.0m | 美波町 | |
| | | 伊座利6号線改良 W=2.0m L=25.0m | 美波町 | |
| | | 木岐27号線改良 W=3.0m L=30.0m | 美波町 | |
| | | 井ノ上線改良 W=5.0m L=300.0m | 美波町 | |
| | | 奥河東西線修繕 W=4.0m L=20.0m | 美波町 | |
| | | 東町14号線修繕 W=6.0m L=30.0m | 美波町 | |
| | | 戎町5号線修繕 W=3.0m L=30.0m | 美波町 | |
| | | 戎町11号線修繕 W=5.0m L=20.0m | 美波町 | |
| | | 西由岐21号線修繕 W=4.0m L=50.0m | 美波町 | |
| | | 西の地13号線改良 W=3.0m L=50.0m | 美波町 | |
| | | 本村2号線改良 W=9.0m L=70.0m | 美波町 | |
| | | 落合本村線 W=4.0m L=100.0m | 美波町 | |
| | | 恵比須浜線修繕 W=5.0m L=70.0m | 美波町 | |
| | | 西の地5号線修繕 W=5.0m L=50.0m | 美波町 | |
| | | 西の地21号線修繕 W=8.0m L=50.0m | 美波町 | |

別表 事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|------|-----------|---------------------------------|------|----|
| | | 由岐田井1号線修繕 W=9.0m L=100.0m | 美波町 | |
| | | 田井14号線修繕 W=6.0m L=100.0m | 美波町 | |
| | | 志和岐2号線修繕 W=4.0m L=150.0m | 美波町 | |
| | | 井ノ上線修繕 W=5.0m L=100.0m | 美波町 | |
| | | 田々川大久保線修繕 W=5.0m L=200.0m | 美波町 | |
| | | 東由岐5号線改良 W=6.0m L=100.0m | 美波町 | |
| | | 西の地12号線改良 W=5.0m L=150.0m | 美波町 | |
| | | 志和岐1号線修繕 W=5.0m L=50.0m | 美波町 | |
| | | 西山線 W=5.0m L=50.0m | 美波町 | |
| | | 日浦日の地線 W=3.0m L=20.0m | 美波町 | |
| | | 耳瀬南谷線 W=5.0m L=500.0m | 美波町 | |
| | | 国道55号修繕 W=4.0m L=250.0m | 美波町 | |
| | | 木岐2号線修繕 W=15.0 L=100.0m | 美波町 | |
| | | 桜町奥潟2号線修繕 W=4.0m L=400.0m | 美波町 | |
| | | 桜町通り線改良 W=11.0m L=100.0m | 美波町 | |
| | | 桜町奥潟線改良 W=5.0m L=100.0m | 美波町 | |
| | | 桜町奥潟2号線改良 W=6.0m L=200.0m | 美波町 | |
| | | 桜町奥潟2号線改良 W=10.0m | 美波町 | |
| | 橋りょう | 橋梁定期点検 209橋 | 美波町 | |
| | | 橋梁長寿命化修繕計画 209橋 | 美波町 | |
| | | 高倉橋修繕 | 美波町 | |
| | | 嵐橋修繕 | 美波町 | |
| | | 登橋修繕 | 美波町 | |
| | | 一ノ坂橋修繕 | 美波町 | |
| | | 町道橋梁修繕 40橋 | 美波町 | |
| | | 田々川橋修繕 | 美波町 | |
| | | 駅前橋修繕 | 美波町 | |
| | (3) 林道 | いわい橋修繕 | 美波町 | |
| | | 天狗谷2号橋修繕 | 美波町 | |
| | | 長寿命化修繕計画 | 美波町 | |
| | | 橋梁定期点検 | 美波町 | |
| | (4) 漁港関連道 | 伊座利漁港西防波堤修繕L=70m | 美波町 | |
| | | 恵比須浜漁港照明更新 | 美波町 | |
| | | 水産物供給基盤機能保全事業 | | |

別表 事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-------------------|---|--|--------------------------|
| | (5) 鉄道施設等 | 負担金（由岐漁港） 恵比須浜漁港海岸護岸修繕 水産物供給施設機能保全計画 | 徳島県 美波町 美波町 | |
| | 鉄道施設 | 阿佐東線DMV導入事業負担金 | 阿佐海岸鉄道 | |
| | (9) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 交通施設維持 | 阿佐東線活性化対策費補助金 | 阿佐海岸鉄道 | |
| | その他 | 地域バス路線運行費補助金 タクシー利用料金助成事業 病院等連絡バス運行事業 | 徳島バス 美波町 美波町 | |
| | (10) その他 | 県道改良負担金 | 徳島県 | |
| 5 生活環境の整備 | (1) 水道施設 | | | |
| | 上水道 | 電線共同溝に伴う 水道管移設工事 日和佐地区防災 公園整備事業 北河内谷川橋梁添架 井ノ上～恵比須浜田井 配水管布設工事 | L=1,495m L=560m L=200m L=500m | 美波町 美波町 美波町 美波町 |
| | 簡易水道 | 簡易水道統合に伴う 固定資産調査及び評価業務 伊座利水源地改良事業 阿部水源地改良事業 伊座利配水池更新事業 阿部配水池更新事業 | | 美波町 美波町 美波町 美波町 |
| | (2) 下水処理施設 | | | |
| | 公共下水道 | 汚水管渠布設事業 日和佐浦地区 寺前排水区雨水管布設 雨水排水事業 日和佐浦地区 | L=600m N=3個所 | 美波町 美波町 美波町 |
| | 農村集落排水施設 | 漁業集落排水施設 長寿命化事業 | 一式 | 美波町 |
| | 地域し尿処理施設 | 阿部地区共同利用合併浄化槽設置事業 | | 美波町 |
| | (5) 消防施設 | 消防査察車整備負担金 消防ポンプ車 防災行政無線システム機器更新 | 1台 3台 一式 | 海部消防 美波町 美波町 |

別表 事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------------|------------------|--|--|----|
| | (6)公営住宅 | 消防資機材搬送車整備負担金 1台 飲料水兼用耐震性貯水槽 消防分団車庫移転工事 1棟 救急車整備負担金 2台 防災センター 小型ポンプ付き積載車 1台 消防ポンプ車整備負担金 1台 | 海部消防 美波町 美波町 海部消防 美波町 美波町 海部消防 | |
| | (8)その他 | 公営住宅ストック改善 | 美波町 | |
| | | 合併浄化槽整備事業 80基 宝谷用水整備 L=200 支所自家発電設備更新 1基 コンビニエンスストア建設事業 | 美波町 美波町 美波町 美波町 | |
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (2)認定こども園 | 日和佐こども園建設事業 | 美波町 | |
| | (3)高齢者福祉施設 | | | |
| | 高齢者生活福祉センター | 生活支援ハウス運営 | 美波町 | |
| | 老人ホーム | 海部老人ホーム負担金 海部郡特別養護老人ホーム負担金 | 美波町 美波町 | |
| | その他 | 介護予防地域支え合い事業 シルバー人材センター運営事業 緊急通報サービス事業 寝たきり老人介護手当支給事業 敬老祝い金贈与 | 美波町 美波町 美波町 美波町 美波町 | |
| | (8)過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 高齢者・障害者福祉 | 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画策定 障害者福祉計画策定 福祉計画策定 | 美波町 美波町 美波町 | |
| 7 医療の確保 | (1)診療施設 | | | |
| | 病院 | 美波病院電子カルテ更新事業 美波病院超音波画像診断装置更新事業 | 美波病院 美波病院 | |
| | 患者搬送車（艇） | 搬送車車庫及び詰所建設事業 | 美波町 | |
| | (2)特定診療科に係る診療施設 | | | |
| | その他 | 病院医師官舎建設事業 | 美波町 | |
| | (3)過疎地域持続的発展 | | | |

別表 事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------|----------------------|---|--|----|
| | 特別事業 | | | |
| | 自治体病院 | 診療所特別会計運営費繰出金 | 美波町 | |
| 8 教育の 振興 | (1)学校教育関連施設 | | | |
| | 校舎 | 日和佐小学校玄関改良工事 日和佐小学校外壁修繕工事 日和佐中学校外壁塗装工事 日和佐中学校屋根改修工事 由岐小学校外壁改修工事 由岐中学校外壁改修工事 木岐小学校外壁改修工事 阿部小学校外壁改修工事 由岐中学校配電設備取替 | 美波町 美波町 美波町 美波町 美波町 美波町 美波町 美波町 美波町 美波町 | |
| | 屋内運動場 | 由岐中学校体育館屋根改修工事 | 美波町 | |
| | 屋外運動場 | 日和佐中学校グラウンド整備事業 日和佐小学校グラウンド整備事業 | 美波町 美波町 | |
| | スクールバス・ボート | 日和佐中学校スクールバス購入 日和佐小学校スクールバス購入 | 美波町 美波町 | |
| | 給食施設 | 日和佐給食センター改修工事 | 美波町 | |
| | その他 | 由岐給食車購入 日和佐給食車購入 日和佐給食センター食洗機購入 | 美波町 美波町 美波町 | |
| | (3)集会施設、体育施設 | | | |
| | 公民館 | 地区公民館耐震補強及び改修事業 | 美波町 | |
| | 体育施設 | 海洋センター改修事業 | 美波町 | |
| | その他 | 赤松基幹集落センター改修設計委託業務事業 博物館改修事業 | 美波町 美波町 | |
| | (4)過疎地域持続的発展 特別事業 | | | |
| | 義務教育 | スクールバス運行委託料 | 美波町 | |
| | 生涯学習・スポーツ | 資料展示室改修事業 ワールドマスターズゲームズ2021関西 トライアスロン大会 | 美波町 実行委員会 美波町 | |
| | その他 | 文化財維持補修事業 | 美波町 | |

別表 事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|------------------------|----------------------------------|---|--|--------|
| 9 集落の整備 | (1) 過疎地域集落再編整備 | 空き家再生事業（除却） 老朽倒壊危険家屋撤去支援事業 空き家再生事業（再生） 空き家対策事業 | 美波町 美波町 美波町 美波町 | |
| | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備 | 空き家管理活用事業 古民家再生事業 | 美波町 美波町 | |
| 10 地域文化の振興等 | (1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設 | 国登録有形文化財谷屋保存活用事業 | 美波町 | |
| | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興 | 赤松煙火保存会補助金 人形浄瑠璃保存会補助金 | 赤松煙火保存会 赤松座 | |
| 11 再生エネルギーの利用の推進 | (1) 再生可能エネルギー利用施設 | 再生可能エネルギー利用施設整備事業 | 美波町 | |
| | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用 | 環境対策支援事業 | 美波町 | |
| 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | (1) 人材育成 | 研修会の実施 研修会への参加 | 美波町 美波町 | |
| | (2) 町内会運営補助金 | 町内会への町内会運営補助金 | 美波町 | |
| | (3) 地域づくり推進事業 | 自治支援交付金 地域づくり支援事業 地域づくり拠点施設等支援事業 | 美波町 美波町 美波町 | |
| | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | 住宅建築利子補給金 定住促進補助金 高齢者等定住支援補助金 地域おこし協力隊招聘事業 集落支援員配置事業 グローバル人材育成事業 移住促進対策事業 人材育成支援事業 | 美波町 美波町 美波町 美波町 美波町 美波町 美波町 美波町 | |
| | (5) その他 | 日和佐地区防災公園整備事業 上水道負担金 由岐地区高台整備事業 | 美波町 美波町 美波町 | L=560m |

別表 事業計画（令和3年度～令和7年度）

過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展 施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------------------------------|----------|--|-------|----|
| 1 移住・ 定住・地域 間交流の促 進、人材育 成 | その他 | 桜街道夢マラソン 桜街道夢マラソンというイベントを通し、交流人口を増やすことにより、地域に活力を与え、集落の維持及び活性化を図ることができる。 | 実行委員会 | |
| 2 産業の 振興 | 第1次産業 | 農山漁村持続活性化推進事業 美波町の農山漁村地域の持続及び活性化に資する事業に要する経費に対し、事業者へ補助金を支給し、農山漁村地域の持続及び活性化を推進する。 | 美波町 | |
| | | 都市農山漁村交流推進事業 所謂、グリーンツーリズム、ブルーツーリズム、エコツーリズム等の地域資源を活用して、地域の持続可能性高め或いは活性化を進めようとする取り組みを支援するもの。 | 美波町等 | |
| | | 次世代農林漁業創生事業負担金 集落営農組織や農業生産法人等が発達しておらず、研修先となるところが少ない美波町においては、新規青年就農者を確保することは容易ではない。そこで海部郡3町とJAかいふが連携して、インターン者を含む新規青年就農者が農業を学べる施設を整備し、指導者を招き、支援者を置いて定着の手助けをしようとする取組にかかる町負担金である。 | 美波町 | |
| | 商工・6次産業化 | 魚食普及推進・魚介類料理教室 観光客のみならず、地元の小中学生、主婦層、近隣都市部で魚介類に興味を持つ人などを対象に料理教室を開催することで、魚介類に対する理解を深め身近な存在としてもらうことで、魚の購入者を増やし、魚の消費を拡大し、漁協の販路を広げるなどを通じて、漁村の疲弊を防止する一助とするもの。 | 美波町等 | |
| | | 6次産業化設備等試験導入事業 農林漁家や農協、漁協等で加工し商品化できる素材は多いが、実際に試作品をつくらうとする場合に、必要な施設や設備があるわけではなく構想倒れとなるケースが多いため、乾燥機やスライサー、冷凍庫やシーラーなどを町で購入し、使用希望者に貸出することで新たな地場産品開発の初期段階を支援するもの。 | 美波町 | |
| | 観光 | 外国人旅行者対応力強化事業 歩き遍路を含め近年増加傾向にある外国人旅行者に対応するため、道の駅日和佐内に設けている観光案内所に、英語力の高い方を公募して配置するもので、美波町観光協会への委託事業。 | 美波町 | |
| | | ボランティアガイド支援事業 JR日和佐駅の遊休スペースを町が借り受けて、住民有志で形成したボランティアガイド会の拠点としているが、補助金を支出することでその活動を支援するもの。 | 美波町 | |

| | | | | |
|-------------------------------|-----------|--|--------|--|
| | | <p>着地型観光素材活用事業</p> <p>町内の観光素材を掘り起こし磨き上げ着地型の観光プロダクトとして販売する事業者を支援することによって、既存の観光地訪問とは違った体験型観光の推進を図る。</p> | 美波町等 | |
| | 企業誘致 | <p>サテライトオフィス・テレワーク誘致事業</p> <p>新たな企業誘致の取り組みとして、地域の豊かな自然環境の強みを活かし、更にサテライトオフィスの誘致を図るため、関係機関との連携による事業など、様々な取り組みを行う。</p> | 美波町 | |
| | その他 | <p>四国の右下観光局教育旅行推進室負担金</p> <p>海部郡3町で構成する「南阿波よくばり体験推進協議会」が四国の右下観光局に統合されたことに伴い、今後は阿南市、那賀町も含めより広域的で受け入れ態勢の強化や体験メニューの充実が可能となった。観光産業を活性化することにより、交流人口の増加を図り、地域の活性化を推進する。</p> | 美波町 | |
| | | <p>内発型地域活性化提案事業</p> <p>美波町にある資源を用いて、美波町内で、美波町の活性化や経済発展に資すると思われる事業提案を町内外から公募して優れた提案を表彰し、続いてその提案に対して一定額の立ち上がり段階支援補助金を示して事業実行希望者を公募、資料や面談等で認められた実施希望者にその補助金を付与することで町内での起業者等を増やそうとするものである。</p> | 美波町 | |
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | 交通施設維持 | <p>阿佐東線活性化対策費補助金</p> <p>県、市町村等の出資により、昭和63年に阿佐海岸鉄道株式会社が設立された。過疎化が一段と進むなか、当然安定した経営は困難で、市町村等から補助金を支出し経営を続けている。住民の日常的な移動のための交通手段の確保として、無くしてはならない路線である。</p> | 阿佐海岸鉄道 | |
| | その他 | <p>地域バス路線運行費補助金</p> <p>地域の過疎化とともにバスの利用者数も大幅に減少している。しかしながら、自動車を持たない高齢者が多く、住民の日常的な移動手段の確保のためには不可欠な事業である。</p> | 徳島バス | |
| | | <p>病院等連絡バス運行事業</p> <p>美波病院及び日和佐診療所の利用者の利便性確保のため、連絡バスを運行している。交通弱者対策として必要不可欠な事業である。</p> | 美波町 | |
| | | <p>タクシー利用料金助成事業</p> <p>高齢者の日常生活の利便を図るとともに、高齢者の福祉の増進に寄与することを目的として、タクシー利用料金の一部を助成する。</p> | 美波町 | |
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | 高齢者・障害者福祉 | 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定 | 美波町 | |

| | | | | |
|---------|-----------|---|-------|--|
| | | <p>高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう地域・保健・医療・福祉等の関係機関が連携した支援体制づくりを進める等の基本理念を掲げ計画を策定する。</p> | | |
| | | <p>障害者福祉計画策定</p> <p>障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策を推進するため、これまでの施策の成果と課題を受け継ぎつつ、本町の障がい者施策の新たな指針として策定する。</p> | 美波町 | |
| | | <p>福祉計画</p> <p>高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉といった従来の福祉の枠組みを超えた施策の総合化の視点のもと、ともに助け合い、支え合う地域社会の構築に向けて、本町に必要な施策を推進していくことを目的とし策定する。</p> | 美波町 | |
| 7 医療の確保 | 自治体病院 | <p>診療所特別会計運営費繰出金</p> <p>日和佐診療所及び阿部診療所は地域の医療補完する重要な医療施設であり、診療所運営に要する経費を医療収入等で賄えない分は、一般会計から繰出金として支出し、地域医療の確保を図る。</p> | 美波町 | |
| 8 教育の振興 | 義務教育 | <p>スクールバス運行委託料</p> <p>過疎化が進み、学校の統廃合が行われるなか、徒歩等による通学が困難な遠距離通学の児童・生徒が急増している。遠距離通学児童・生徒の移動はスクールバスを運行しているが、一般財源での対応であり財政の圧迫は否めない。過疎地域自立促進特別事業として本事業を位置付け、児童生徒の日常的な移動のための交通手段の確保を図る。</p> | 美波町 | |
| | 生涯学習・スポーツ | <p>資料展示室改修事業</p> <p>資料展示室を改修し地域の文化、風習を発信することにより、交流人口を増やし、観光や地域活性化、生涯学習に役立てる。</p> | 美波町 | |
| | | <p>ワールドマスターズゲームズ2021関西</p> <p>4年に一度開催される生涯スポーツ国際大会を通して、国内外に広く美波町をPRすることで地域に活力を与え、生涯スポーツへの関心も高めることで地域の持続発展に寄与する。</p> | 実行委員会 | |
| | | <p>トライアスロン大会</p> <p>トライアスロン大会というイベントを通し、交流人口を増やすことにより、地域に活力を与え、集落の維持及び活性化を図ることができる。</p> | 美波町 | |
| | その他 | <p>文化財維持補修事業</p> <p>文化財を維持、発信することにより、交流人口を増やし、集落の維持、地域活性化、生涯学習に役立てる。</p> | 美波町 | |
| 9 集落の整備 | 集落整備 | <p>空き家管理活用事業</p> <p>地域の資源であるとともに災害時には避難経路の障害となる空き家を適正に管理することにより、有効活用及び除却の推進を図る。</p> | 美波町 | |
| | | <p>古民家再生事業</p> <p>町の貴重な財産となる古民家を再生するための調査研究を行う。</p> | 美波町 | |

| | | | | |
|------------------------|-------------|---|---------|--|
| 10 地域文化の振興等 | 地域文化振興 | 赤松煙火保存会補助金 赤松地区の吹筒花火という伝統文化行事を守ることにより、集落の維持及び活性化を図ることができる。 | 赤松煙火保存会 | |
| | | 人形浄瑠璃保存会補助金 赤松地区に100年ぶりに復活を果たした赤松座の伝統文化を守ることにより、集落の維持及び活性化を図ることができる。 | 赤松座 | |
| 11 再生エネルギーの利用の推進 | 再生可能エネルギー利用 | 環境対策支援事業 太陽光発電システムを設置する個人に対し補助を行うことで環境に配慮したまちづくりに取り組めるとともに、集落の維持を図ることができる。 | 美波町 | |
| 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | | 住宅建築利子補給金 満20歳から45歳までの住民が、定住することを目的に住宅を建築又は増築した場合の借入金利子を補給することにより、人口の減少を防止するとともに、住民の増加と定住化、集落の維持を図ることができる。 | 美波町 | |
| | | 定住促進補助金 自治組織、団体が借家を提供するため、又は新たに住民となることを希望する者が自己が居住することを目的に既存の家屋を借り受け、又は購入して行う増改築工事に対して補助金を支給することにより、人口の減少を防止するとともに、住民の増加と定住化、集落の維持を図ることができる。 | 美波町 | |
| | | 高齢者等定住支援補助金 高齢者等の居住継続のための増改築、改造（バリアフリー化等）工事に補助金を支給することにより、人口の減少を防止するとともに、住民の増加と定住化、集落の維持を図ることができる。 | 美波町 | |
| | | 地域おこし協力隊招聘事業 地域おこし協力隊を招聘し、集落において活動してもらうことにより、集落の維持、及び活性化を図ることができる。 | 美波町 | |
| | | 集落支援員配置事業 過疎高齢化に伴う集落等の地域力の低下を補うとともに、集落等が抱える様々な課題解決のため、課題に応じた集落支援員を配置する。 | 美波町 | |
| | | グローバル人材育成事業 若い世代の「内向き志向」を克服し、国際的な産業競争力の向上や国と国の絆の強化の基盤として、グローバルな舞台に積極的に挑戦し活躍できる人材の育成を図るべく、中学生等の若い人材を海外に派遣し、将来の町や国を担う人材の育成を図る。 | 美波町 | |
| | | 移住促進対策事業 移住の促進を図るための各種イベントでのPRやお試し居住の実施等、移住者へ様々な支援を行う。 | 美波町 | |

| | | |
|--|--|-----|
| | 人材育成支援事業 地域活性化に取り組む団体に対して、講師派遣や 視察旅費等の支援を行う。 | 美波町 |
|--|--|-----|